



IFRS<sup>®</sup>

Accounting

2023年11月

公開草案

IFRS<sup>®</sup>会計基準

結論の根拠

資本の特徴を有する金融商品

IAS第32号、IFRS第7号及びIAS第1号の修正案

コメント期限：2024年3月29日

結論の根拠

## 公開草案

資本の特徴を有する金融商品

IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案

コメント期限：2024 年 3 月 29 日

This Basis for Conclusions accompanies the Exposure Draft IASB/ED/2023/5 which is published by the International Accounting Standards Board (IASB) for comment only. Comments need to be received by **29 March 2024** and should be submitted by email to [commentletters@ifrs.org](mailto:commentletters@ifrs.org) or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at [www.ifrs.org](http://www.ifrs.org) unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

**Disclaimer:** To the extent permitted by applicable law, the International Accounting Standards Board (IASB) and the Foundation expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2023 IFRS Foundation

**All rights reserved.** Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org).

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing [customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.



The Foundation has trade marks registered around the world including 'IAS®', 'IASB®', the IASB® logo, 'IFRIC®', 'IFRS®', the IFRS® logo, 'IFRS for SMEs®', the IFRS for SMEs® logo, the 'Hexagon Device', 'International Accounting Standards®', 'International Financial Reporting Standards®', 'NIIF®' and 'SIC®'. Further details of the Foundation's trade marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

結論の根拠

## 公開草案

資本の特徴を有する金融商品

IAS 第 32 号、IFRS 第 7 号及び IAS 第 1 号の修正案

コメント期限：2024 年 3 月 29 日

この結論の根拠は、国際会計基準審議会（IASB）がコメント募集のみを目的に公表した公開草案 IASB/ED/2023/5 に付属するものである。コメントは 2024 年 3 月 29 日までに到着する必要がある、commentletters@ifrs.org への電子メール又は <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/> でのオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（[www.ifrs.org](http://www.ifrs.org)）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

**注意書き：**適用される法律が認める範囲で、国際会計基準審議会（IASB）及び当財団は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

### © 2023 IFRS Foundation

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の [permissions@ifrs.org](mailto:permissions@ifrs.org) に連絡されたい。

IASB の公表物のコピーは、[customerservices@ifrs.org](mailto:customerservices@ifrs.org) への電子メール又は当財団のショップ <https://shop.ifrs.org> への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会による承認を経ていない。当該日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘IAS®’, ‘IASB®’, IASB® ロゴ, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, IFRS® ロゴ, ‘IFRS for SMEs®’, IFRS for SMEs® ロゴ, ‘Hexagon Device’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘NIIF®’ 及び ‘SIC®’ がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

## 目 次

	開始する項
公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠	BC1
背 景	BC1
IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案	BC10
関連する法律又は規則の影響	BC12
企業自身の資本性金融商品での決済	BC31
企業自身の資本性金融商品を購入する義務	BC62
条件付決済条項	BC94
株主の裁量	BC116
金融負債及び資本性金融商品の分類変更	BC126
清算時にのみ生じる義務（永久金融商品）	BC165
IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案	BC170
目 的	BC170
範 囲	BC173
財政状態及び業績に対する金融商品の重大性	BC177
IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案	BC246
[IFRS 第 XX 号「公的説明責任のない子会社：開示」] の修正案	BC257
経過措置	BC262
公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に対する代替的見解	AV1

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

この結論の根拠は、公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に付属しているが、その一部を構成するものではない。本公開草案を開発した際の国際会計基準審議会（当審議会）の考慮事項を要約している。個々の審議会メンバーは、いくつかの要因により大きなウェイトを置いた。

### 背景

---

- BC1 IAS 第 32 号「金融商品：表示」は、金融商品の発行者の財務諸表における金融負債又は資本性金融商品の分類及び表示に関する要求事項を示している。
- BC2 当審議会は、負債と資本性金融商品との区別のいくつかの側面を「財務報告に関する概念フレームワーク」（「概念フレームワーク」）を改訂するプロジェクトにおいて検討した。当該プロジェクトの一環として、当審議会は、「概念フレームワーク」が負債と資本の二元論的区別を引き続き行うことを決定した。2014 年に、当審議会は負債と資本を区別する方法をさらに探求することを決定した。「資本の特徴を有する金融商品」に関する別個のプロジェクトの一環として、金融商品に焦点を当て、IAS 第 32 号の適用にあたり金融負債と資本性金融商品とを区別するにあたって企業が直面する特定の課題を検討し、それに対する解決策の提案を目的とするものである。このため、2018 年「概念フレームワーク」は資本の特徴を有する金融商品の分類を扱っていない。
- BC3 当審議会はディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を 2018 年 6 月に公表した（2018 年ディスカッション・ペーパー）。当審議会は、IAS 第 32 号の要求事項は金融商品の大多数の分類において困難なしに適用されてきたことに留意した。当審議会は、IAS 第 32 号の要求事項の適用が財務諸表利用者にとって有用な情報を提供する分類結果をもたらしていることにも留意した。さらに、当審議会は、2007 年から 2008 年の国際的な金融危機の間に IAS 第 32 号に根本的な問題点があることを示唆する証拠があるとは聞かなかった。
- BC4 しかし、金融技術革新、市場の原理及び金融セクター規制の変化により、企業が IAS 第 32 号を適用する際に課題となる資本の特徴を有する金融商品の数が増大してきている。これらの金融商品が企業の財政状態及び財務業績に与える影響を理解したいと考える財務諸表利用者は、それらの分類に関しての疑問点を提示した。当審議会は、IFRS 解釈指針委員会への要望書において強調された企業が直面している IAS 第 32 号の適用上の課題にも気付いた。委員会はこれらの一部の要望書に関して合意に至ることができなかった。IAS 第 32 号において明確で一貫した分類を識別することが困難であったからである。これらの適用上の課題は実務の多様性を生じさせており、財務諸表の比較可能性及び理解可能性を低下させている。財務諸表利用者は、表示及び開示を通じて提供されるそれらの金融商品のさまざまな要素に関する限定的な情報についての懸念も示した。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC5 これらの課題に対応するため、当審議会は、2018年ディスカッション・ペーパーにおいて、次のことを意図したアプローチを提案した。
- (a) 金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類するための原則を明確な論拠で明確化し、IAS第32号の分類結果を根本的には変更しない。
  - (b) 分類のみでは捕捉されない金融負債及び資本性金融商品の諸要素の表示及び開示を通じて提供される情報を改善する。
  - (c) IAS第32号における分類に関する要求事項の一貫性、完全性及び明瞭性を改善する。
- BC6 2018年ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックを考慮して、当審議会は提案した分類アプローチを追求しないことを決定した。その代わりに、当審議会は、IAS第32号における基礎となる分類の原則の明確化を探求することを決定した。当該基準書における分類の要求事項の適用にあたり生じる既知の実務上の論点に対処するためである。IAS第32号の基礎となる原則の明確化が不可能であった場合に、当審議会は新たな原則及び付属する適用指針を開発した。当審議会は、IAS第32号を根本的には変更せずに効率的かつ効果的に解決できる実務上の論点に焦点を当てた。
- BC7 明確化の修正案が公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に示されている。これらの提案の開発時に、当審議会の意図は、分類結果の変更を、変更によってより有用な情報が財務諸表利用者に提供されるという十分な証拠がある場合に限定することであった。
- BC8 分類の要求事項の修正案には、資本性金融商品に関してのIAS第1号「財務諸表の表示」における表示の要求事項の修正案が付属している。これらの修正により、普通株主に帰属する金額（純利益及び包括利益合計を含む）に関するより多くの情報を企業が財務諸表利用者に提供することができるようになる<sup>1</sup>。
- BC9 分類及び表示とともに、当審議会は、利害関係者（特に、財務諸表利用者）がおおむね支持した2018年ディスカッション・ペーパーにおける開示の提案のいくつかをさらに開発した。これらの提案の開発は、2018年ディスカッション・ペーパーに対するフィードバック、追加のアウトリーチからのフィードバック及びその他のリサーチの発見事項を反映している。当審議会は、IFRS第7号「金融商品：開示」の範囲及び目的を拡張して企業の資本性金融商品に関する情報を含めること、分類及び表示に関する決定に関連した追加の開示要求を含めることも提案した。したがって、本公開草案には、IFRS第7号における開示要求の修正案が含まれている。

---

<sup>1</sup> 公表時に、[IFRS第18号「全般的な表示及び開示」]にはIAS第1号のこれらの修正案を含めない。「資本の特徴を有する金融商品」で提案された修正の最終確定時に、当審議会はその時点で[IFRS第18号]の結果的修正を検討する。



## IAS 第 32 号「金融商品：表示」の修正案

---

- BC10 当審議会は、次のことを明確化するための IAS 第 32 号の修正を提案している。
- (a) 関連する法律又は規則（金融商品に適用される法令上の又は規制上の要求事項など）が金融商品の分類に与える影響（BC12 項から BC30 項）
  - (b) 企業自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性のあるデリバティブの分類についての IAS 第 32 号の第 16 項(b)(ii)における「固定対固定」の条件（BC31 項から BC61 項）
  - (c) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品の分類についての IAS 第 32 号の第 23 項の要求事項（BC62 項から BC93 項）
  - (d) 条件付決済条項を含んだ金融商品の分類についての IAS 第 32 号の第 25 項及び第 28 項の要求事項（BC94 項から BC115 項）
  - (e) 株主の裁量が金融商品の分類に与える影響（BC116 項から BC125 項）
  - (f) 金融商品が当初認識後に金融負債又は資本性金融商品に分類変更される状況（BC126 項から BC164 項）
- BC11 当審議会は、清算時にのみ生じる義務を含んだ永久金融商品の分類についての IAS 第 32 号の修正を提案していない（BC165 項から BC169 項）。

### 関連する法律又は規則の影響

- BC12 IAS 第 32 号の第 11 項における金融商品、金融資産、金融負債及び資本性金融商品の定義は、契約及び契約上の権利又は契約上の義務に言及している。IAS 第 32 号の AG12 項は、契約上のものではない資産又は負債（法令により創出された法人所得税など）は金融資産又は金融負債ではないと説明している。しかし、下記の場合に、関連する法律又は規則（法令上の又は規制上の要求事項など）が金融商品の分類に影響を与えるかどうか及びどのように影響を与えるかに関して実務上の疑問点が生じている。
- (a) 当該法律又は規則が次のいずれかである権利及び義務を創出する。
    - (i) 契約条件に含まれている（例えば、契約において再掲されている）。
    - (ii) 契約の条件に明示的に含まれてはいないが、法律又は規則で示唆されている。
  - (b) 契約上の権利及び義務のうちの 1 つ又は複数の強制可能性が法律又は規則によって妨げられている。

### 権利及び義務を創出する関連する法律又は規則

- BC13 関連する法律又は規則が、ある金融商品の金融負債又は資本性金融商品への分類に影響を与える権利及び義務を創出する可能性があるかどうか、また、ある場合にはどの程度

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

までかを分析するにあたり、当審議会は、実務において一般的に見られるいくつかの事例（以下のものを含む）を検討した。

- (a) 「ベイルイン」条項を含んだ金融商品（規制上の自己資本の要求を満たすために銀行が発行したその他 Tier 1 自己資本金融商品など）。こうした金融商品の多くは、発行者の清算時にのみ生じる義務を含んだ永久金融商品である。しかし、銀行は法律によって損失吸収要素をこれらの金融商品に含めることが求められている。当該要素は、例えば、当該金融商品の発行者の普通株式への転換、又は元本金額の引下げを、発行者の自己資本比率に連動したトリガー事象の発生時に要求する場合がある。
- (b) 最低限の配当が法定されている普通株式。一部の法域では、特定の種類の企業は利益のうち定められた最低限の一定率を普通株主への配当として分配することを法律で要求されている。

BC14 契約上の条件及び権利のほか関連する法律又は規則で設定された義務（契約の条件に明示的に含まれているにせよ、法律又は規則で示唆されているにせよ）を考慮することを金融商品の発行者に要求する「包括的な」分類アプローチは、次のものと整合する。

- (a) 「概念フレームワーク」の 4.60 項。これは、実質のないものである場合を除き、契約の中のすべての条件（明示的であれ黙示的であれ）を考慮すると述べている。黙示的な条件には、法令で課されている義務が含まれる。
- (b) 類似した論点を扱っている他の IFRS 会計基準書。例えば、現在までに完了した履行への支払に対する権利の存在及び強制可能性を評価するにあたり、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の B12 項は、契約条件のほか当該契約条件を補足又は上書きする可能性のある法制又は判例を考慮することを企業に要求している。同様に、IFRS 第 17 号「保険契約」の第 2 項は、実質的な権利及び義務（契約、法律又は規則のいずれから生じるものであれ）を考慮することを企業に要求している。契約の中の黙示的な条件には、法律又は規則により課された条件が含まれる。
- (c) 契約が法的観点からどのように見られるか。多くの法域において契約法を適用する企業は、契約から生じる権利及び義務を決定するにあたり、適用される法律によって設定された権利及び義務（契約に明示的に含まれているものであれ、法律によって示唆されているものであれ）を考慮に入れる。

BC15 しかし、BC14 項に示したアプローチを適用することは、IAS 第 32 号における分類の要求事項の明確化の範囲を超えるものとなる（BC6 項参照）。むしろ、IAS 第 32 号における分類の要求事項の根本的な変更を生じさせる。そのようなアプローチは次のような結果となるからである。

- (a) 金融商品进行分类する際に考慮される権利及び義務を、契約条件のみから生じたもの以外に拡大することとなる。

- (b) 金融負債と他の種類の負債との間の境界線が不明瞭となる。
- (c) 金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価についての IFRS 第 9 号「金融商品」におけるアプローチと不整合となる。IFRS 第 9 号の 4.1.13 項は設例（金融商品 E）を提供しており、その中で、国の破綻処理機関が金融商品保有者に損失を課す権限のみによって生じる支払は、金融商品の契約上のキャッシュ・フロー特性を評価する際に考慮されない。当該権限及びそれにより生じる支払は当該金融商品の契約条件ではないからである。

- BC16 したがって、当審議会は、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類するにあたり、法律又は規則がどのような場合に考慮されるか、又はどのように考慮されるかを明確化するための異なるアプローチを採求することを決定した。異なるアプローチを評価するにあたり、当審議会は、類似した経済的実質を有する金融商品が一貫した方法で分類されることが財務諸表利用者にとって重要であることに留意した。
- BC17 当審議会は、法律又は規則に由来する権利又は義務が契約の中で再掲又は言及されている方法に基づくアプローチを検討したが棄却した。このアプローチでは、そのような権利又は義務は、それが法律又は規則のその後の変更にかかわらず当該金融商品の存続期間の全体にわたり適用され続ける場合には、金融商品を分類する際に考慮される。実務上、これは「静的条件」又は「静的参照」と一般に呼ばれる。当該権利又は義務は、法律又は規則の将来の変更にかかわらず同じままであるからである。これと対照的に、そうした権利又は義務が法令上の又は規制上の要求事項が変化する際に自動的に変化する場合には、金融商品を分類するにあたって考慮されない。実務上、これは「動的条件」又は「動的参照」と呼ばれる。当該権利又は義務は法律又は規則が変更されるにつれて更新されるからである。
- BC18 当審議会は、法律又は規則に由来する権利及び義務が契約の中で再掲されているかどうかに関係なく、同じ法域に拠点を置いて経済的に類似した金融商品を発行している 2 つの企業が、一方の企業は法律又は規則に由来する当該権利及び義務を契約に再掲し、他方の企業はそうしていない場合に、当該金融商品を異なる方法で分類する可能性があると考えた。財務諸表利用者は当該金融商品が同様の分類となることを期待するであろう。法律又は規則から生じた権利及び義務が契約に含められている（いない）かどうかに関係なく、同じ法律上の又は規制上の要求事項の対象となっているからである。
- BC19 当審議会は、法律又は規則から生じる権利及び義務が契約条件に含まれているかどうか及びどのように含まれているかに応じて分類結果が決まるアプローチ（当該権利及び義務の性質に焦点を当ててではなく）は、経済的に類似した金融商品についての一貫した分類という目的を満たさないと結論を下した。当審議会の見解では、これらのアプローチは操作の機会のリスクを増大させる可能性もある。分類結果が、企業が法律又は規則から生じた権利及び義務を契約条件に含めることを選択するかどうか及びどのように選択するのかによって不適切に影響を受けることとなるからである。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC20 当審議会は、金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に基づいて、金融商品の分類を当該金融商品の契約条件に基づくものとする必要があると考えた。しかし、当審議会は、BC17 項から BC18 項に記述した状況から生じる課題を認識し、関連する法律又は規則によって設定された権利及び義務に追加される契約上の権利及び義務のみを考慮するアプローチを開発することを決定した。これらの契約上の権利及び義務は、契約の当事者間の交渉及び合意の対象となり、したがって、相互の合意によって変更される可能性がある。これと対照的に、法律又は規則によってのみ創出された権利又は義務は、すべての類似する金融商品に適用され、契約当事者が交渉又は変更することはできない。関連する法律又は規則の変更は、契約当事者に何も行動は要求されずに、当該法律又は規則の対象となるすべての金融商品に影響を与える。
- BC21 このようなアプローチの適切性を評価するにあたり、当審議会は、BC12 項に記述した疑問点を生じさせる金融商品のいくつかの実務例（以下を含む）を検討した。
- (a) 金融規制当局が広範囲の行動（金融商品を不特定の数の自社株式又は他の企業の株式に転換することを含む）を要求する全般的なベイルインの権限を参照する契約を伴うベイルイン金融商品。こうした全般的なベイルインの権限は、特定の法域では関連する破綻処理機関が行使する場合があります。当該法域における同様のベイルイン金融商品のすべての発行に適用され、契約当事者間で交渉可能ではない。
  - (b) 関連する法律で各年度の純利益の少なくとも 10% に相当する配当を支払うことを普通株式の発行者が要求されている普通株式
- BC22 BC20 項に記述したアプローチをこれらの事例に適用して、当審議会は、関連する法律又は規則によって設定された権利及び義務は当該金融商品を分類する際に考慮しないことが適切であると結論を下した。法律又は規則は契約に含められるかどうかに関係なく存在するからである。当審議会は、こうしたアプローチは IFRS 第 9 号での金融商品の分類においても企業が適用しており、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価についての IFRS 第 9 号の B4.1.13 項での事例（金融商品 E）と整合すると考えた。
- BC23 このアプローチをさらに開発するにあたり、当審議会は、契約上の権利又は義務が関連する法律又は規則によって設定された権利又は義務に追加される場合に、原則がどのように適用されるのかを検討した。例えば、普通株式の条件で、企業の各年度の純利益の少なくとも 15% に相当する配当の支払を要求しているが、法律で要求している最低限の配当は 10% であるという場合がある。そのような金融商品について、契約上の義務は 2 つの要素で構成されているものと見ることができる。関連する法律で設定されている 10% の最低配当要求と追加的な 5% の契約上の義務である。
- BC24 義務を区分して会計処理することにより、有用な情報を財務諸表利用者に提供し、金融商品の契約条件によって設定された追加の義務を利用者が理解するのを助けることができる。当審議会の見解では、これにより、当該金融商品の条件に法律で課されている以上の追加の義務が含まれているかどうかに関係なく、関連する法律から生じる最低限の義務が同じ方法で会計処理される結果ともなる。

- BC25 しかし、各契約について契約上の義務及び会計処理を個々に区分することは、状況によっては、複雑となり実務でより多くの疑問点を生じさせる可能性がある。例えば、規則で最低限の自己資本比率を定めていて、ある金融商品の可変数の普通株式への転換を要求しているが、当該金融商品の契約条件ではより高い閾値を定めている場合、規制上の義務から生じる負債を契約上の義務と区別して決定することは可能でない。したがって、当審議会は、この2つの要素を区分して会計処理することが実務上可能ではないと考えた。当審議会は、義務の全体を金融負債に分類することで、流動性リスクに対する企業のエクスポージャー及び義務を決済するために必要となる将来のキャッシュ・アウトフローのより包括的な開示がもたらされることにも留意した。
- BC26 したがって、当審議会は、関連する法律又は規則によって設定された権利又は義務に追加される契約上の権利又は義務の分類を決定するにあたり、企業はそのような権利又は義務を全体で考慮すると結論を下した。

#### 関連する法律及び規則が契約上の権利又は義務の強制力を妨げる

- BC27 BC12 項(b)に記述したように、金融商品の契約条件に含まれている契約上の権利又は義務の強制力を妨げる可能性のある関連する法律又は規則に関して実務上の疑問が生じる。この状況は、例えば、ある金融商品の条件が当該金融商品は保有者のオプションで償還可能であると記述しているが、そうした金融商品に適用される法律又は規則が当該償還権の強制力を妨げている場合に、生じる可能性がある。
- BC28 IAS 第32号の第13項は、「契約」及び「契約上の」は、複数の当事者間での合意で、通常は当該合意が法律によって強制可能であることにより、当事者が回避する裁量権を（あるとしても）ほとんど有していないという明確な経済的帰結を有しているものを指すと述べている。当審議会は、契約上の権利又は義務が法律によって強制可能でない場合、当該権利又は義務は金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮されないと考えた。
- BC29 したがって、当審議会は、IAS 第32号の第15A項（案）の要求事項において、法律又は規則によって強制可能な契約上の権利及び義務のみが、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に考慮される旨を明確化することを決定した。法律による強制力が契約上の権利又は契約上の義務に暗黙に含まれているからである。
- BC30 当審議会の見解では、こうした明確化は IFRIC 第2号「協同組合に対する組合員の持分及び類似の金融商品」の第8項における原則と整合的である、ある金融商品の償還が国内法、規則又は企業の定款により無条件で禁止されている場合には、当該金融商品は資本に分類されるというものである。

#### 企業自身の資本性金融商品での決済

- BC31 IAS 第32号の第16項は、金融商品が金融負債ではなく資本性金融商品に分類されるために満たすべき条件を定めている（発行者自身の資本性金融商品で決済されるか又は決済される可能性がある金融商品を含む）。デリバティブが資本性金融商品に分類される

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

ための条件として、IAS 第 32 号の第 16 項(b)(ii)は、デリバティブの決済が、発行者が固定金額の現金又は他の金融資産を発行者自身の資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ行われることを要求している（「固定対固定」の条件と呼ばれることがある）。実務上の疑問が、固定対固定の条件を満たすために、交換される対価の金額又は企業自身の資本性金融商品の数の変動性が状況によっては認められるのかどうかに関して生じている。それらの疑問に対処するため、当審議会は次のことを検討した。

(a) 「固定」の意味（BC33 項から BC39 項参照）

(b) 外貨の影響（BC40 項から BC44 項参照）

(c) 交換される対価の金額又は企業自身の資本性金融商品の数に対するどの修正が、固定対固定の条件と整合するか（BC45 項から BC57 項参照）

BC32 当審議会は、株式対株式の交換に関する疑問も検討した（BC58 項から BC61 項参照）。

### 「固定」の意味

BC33 固定対固定の条件の適用について生じている実務上の疑問の多くは、固定の意味、より具体的には、固定対固定を、交換される対価の金額及び引き渡される企業自身の資本性金融商品の数が次のどちらと解釈されるのかに関するものである。

(a) 「決して変化しない」

(b) 何らかの方法で「事前に決定されている」

BC34 これらの疑問を分析するにあたり、当審議会は、固定対固定の条件の論拠は、企業が自社の資本性金融商品を契約を決済するための通貨として使用する場合に金融商品を資本性金融商品に分類することを禁止することを意図したものと考えた（IAS 第 32 号の BC13 項参照）。このような契約は、企業のすべての負債を控除後の資産に対する残存持分を金融商品保有者に与えておらず、IAS 第 32 号の第 21 項の要求事項と整合的であり、同項は、企業自身の資本性金融商品の受取り又は引渡しを生じ得るというだけでは、契約は資本性金融商品ではないと述べている。

BC35 当審議会は、固定対固定の条件を満たすため、一般に、デリバティブ契約は固定された交換比率を含んでいる（すなわち、資本性金融商品 1 個当たりで交換される対価の金額は変動しない）ことを要求されると結論を下した。これに当てはまるのは、例えば、デリバティブ契約が CU100 の金額を普通株式 20 株と交換に引き渡すことによって決済されることとなる場合（言い換えると、交換比率が 1 株当たり CU5 で固定されている場合）である。

BC36 交換比率が固定されている場合、引き渡される企業自身の資本性金融商品のそれぞれと交換に支払うか又は受け取る現金（又は他の対価）の金額は、企業が基礎となる資本性金融商品を現金と交換に発行したとした場合に企業が 1 株当たりで受け取る金額が固定される（又は、企業が基礎となる資本性金融商品を現金で買い戻したとした場合に企業

が1株当たりで支払う金額は固定される) のと同じ方法で固定される。当審議会の見解では、この状況は、デリバティブに基づく企業の権利及び義務が固定されていて、いかなる変数(資本性金融商品の価値など)に基づく変動もしないことを意味する。

BC37 当審議会は、デリバティブが契約の一方の当事者に、複数のクラスの企業自身の資本性金融商品の固定交換比率での決済の選択肢を提供している場合に、同じ結論が適用されるかどうかを検討した。例えば、オプション保有者が CU500 と交換に普通株式 100 株又は優先株式 125 株を受け取る選択肢を有する場合である。この場合、BC35 項に記述した原則を適用して、決済の選択肢の両方が資本性金融商品への分類を生じさせる。それぞれの選択肢について、交換比率が固定されているからである(それぞれ、普通株式 1 株当たり CU5 及び優先株式 1 株当たり CU4)。その結果、決済時に引き渡される可能性のある各クラスの自社株式と交換に企業が受け取る現金の金額は固定されている。

BC38 この分析の一環として、当審議会は以下についても考慮した。

(a) IAS 第 32 号の第 26 項の要求。これは、一方の当事者に決済の選択肢を与えるデリバティブは、決済の選択肢のすべてが資本性金融商品への分類を生じさせる場合(BC37 項における事例が当てはまる)を除いて、金融資産又は金融負債に分類されると決定している。

(b) 2 つの独立した金融商品(普通株式 100 株を CU500 と交換するオプション及び普通株式 100 株を優先株式 125 株と交換するオプション)で構成される経済的に類似した契約上の取決めの分類結果。第 1 のオプションは BC35 項に記述した固定対固定の条件を満たし、したがって資本性金融商品に分類される。第 2 のオプションは、1 つのクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数と別のクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数との交換を生じさせ、これも資本性金融商品に分類される(BC58 項から BC61 項参照)。

BC39 当審議会は、固定対固定の条件は、デリバティブが契約の当事者の一方に複数のクラスの企業自身の資本性金融商品の間の選択肢を提供していて、決済の選択肢のすべてが BC35 項に記述した固定された交換比率を生じさせる場合には、満たされる。

#### 外貨の影響

BC40 場合によっては、デリバティブ契約は固定金額の外貨を企業自身の資本性金融商品の固定数と交換することによって決済される(例えば、外貨建転換社債に組み込まれた転換オプション)。オプションが行使される場合、固定金額の外貨(債券の元本である)と企業自身の資本性金融商品との交換を要求することになる。

BC41 こうした金融商品について、一部の利害関係者は、決済時に企業自身の資本性金融商品と交換に受け取る対価の金額を固定されたものとみなしている。金額が外貨では固定されているからである。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC42 しかし、こうした金融商品について、企業が決済時に交換する現金（又は、外貨建転換社債の場合の負債の決済などのその他の対価）は企業の機能通貨では固定されていない。当該金額は適用される外国為替レートの変動により変動するからである。こうした金融商品は企業を為替リスクに晒すことになり、当該金融商品は固定された交換比率を有さない。
- BC43 当審議会は、固定対固定の条件が満たされるためには、企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて受け取るか又は支払う対価の金額は企業の機能通貨の単位で表現される旨の明確化を提案している。しかし、このような明確化の提案は、外貨建の権利、オプション及びワラントのうち企業が同じクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品のすべての既存の所有者に比例的に提供するものに対しての IAS 第 32 号の第 16 項 (b)(ii) の要求の適用を変化させるものではない。このような金融商品について、対価金額が表示されている通貨は分類に影響を与えない。
- BC44 当審議会は、連結グループの中の 1 つの企業がグループの中の機能通貨の異なる別の企業の資本性金融商品に対するデリバティブを発行する状況における固定対固定の条件の適用についても検討した。当審議会は、このような金融商品について、適切な参照点は、資本性金融商品が決済時に引き渡されるか又は受け取られる連結グループ内の企業の機能通貨であろうと結論を下した。

### 固定対固定の条件と整合的な修正

- BC45 IAS 第 32 号の第 22B 項から第 22C 項における明確化の提案を開発するにあたり、当審議会は、企業自身の資本性金融商品の引渡しによる決済を要求する多くの金融商品は、対価の金額又は株式の数（あるいはその両方）が契約で定められた修正の対象となることを除いては、固定対固定の条件を満たすことを認識した。当審議会は、いくつかの種類修正が BC35 項に記述した固定対固定の条件についての原則と整合し得るかどうかを検討することを決定した。特に、当審議会は次のことを検討した。

- (a) 維持修正
- (b) 時の経過による修正

### 維持修正

- BC46 企業自身の資本性金融商品を引き渡すことを企業に要求するデリバティブの中には、一般に「メイクホール」条項と呼ばれるものを含んでいるものがある。こうした契約上の要素の目的は、企業自身の資本性金融商品の将来の保有者（将来の資本性金融商品保有者）の経済的利益を、企業自身の資本性金融商品の現在の保有者（現在の資本性金融商品保有者）との関係で維持することである。一例は、企業が次のいずれかの修正を含んだ普通株式に対するワラントを発行することである。

- (a) ワラントが未行使である間に普通株式に対して支払われる配当についての、ワラントの行使価格の修正



(b) ワラントが未行使である間に株式分割又は株式併合があった場合にワラントの行使時に発行される株式の数の修正

- BC47 これらの種類の修正の目的は、現在と将来の資本性金融商品保有者が企業の純資産に対して同じ相対的な残存持分を有することを確保することである。言い換えると、維持修正は、企業が当該資本性金融商品を現金を対価に発行したとしたならば存在しなかったであろうリスク又は変数に対する変動可能性を持ち込むものではない。したがって、当審議会は、これらの修正は固定対固定の条件の論拠と整合し得ると考えた（BC33 項から BC39 項参照）。
- BC48 当審議会は最初に、現在の資本性金融商品保有者の犠牲で将来の資本性金融商品保有者を有利にする可能性のある修正を検討した。これに当てはまる可能性があるのは、例えば、発行価格（株式の発行時点の現在の市場価格）がワラントの行使価格を下回る場合に、自社の資本性金融商品に対するデリバティブの行使価格が新たに発行される普通株式の発行価格と同額に引き下げられる（「ダウンラウンド」要素と呼ばれる）場合である。当審議会は、交換される対価の金額又は引き渡される株式の数の修正が、現在の資本性金融商品保有者よりも将来の資本性金融商品保有者に大きな便益を与える場合には、そうした修正は固定対固定の条件と整合しないと結論を下した。
- BC49 当審議会は、逆の状況も検討した。修正が将来の資本性金融商品保有者の犠牲で現在の資本性金融商品保有者に有利となる可能性がある状況である。これに当てはまるのは、例えば、企業の普通株式に対するワラントの行使価格が、当該ワラントが未行使の間に支払われた特別配当についてワラント保有者に補償するためにのみ修正されるが、当該期間中に支払われた年次配当については修正されない場合である。こうした状況で、ワラント保有者はワラントが未行使の間に支払われた配当について部分的には補償されるが全部は補償されない。当審議会は、デリバティブのうち修正を含んでおらず（したがって、現在の資本性金融商品保有者に支払われた配当について、将来の資本性金融商品保有者に対する補償を提供せず）、固定対固定の条件（BC35 項に記述）を満たすものは、資本性金融商品に分類される。したがって、将来の資本性金融商品保有者の経済的利益の最低レベルの維持は要求されない。
- BC50 当審議会は、将来の資本性金融商品保有者の相対的な経済的利益を現在の資本性金融商品保有者と比較して同程度以下に維持する修正は、固定対固定の条件と整合的であると提案することを決定した。

#### **時の経過による修正**

- BC51 時の経過による修正とは、デリバティブの発行者又は保有者のいずれかに、時の経過から生じた当該デリバティブの決済の時期の変動に対して補償する修正である。こうした修正には、例えば、オプションの早期行使についてオプション保有者に補償するためにオプションの行使価格を修正することが含まれる。時の経過による修正は、決済の時期の変動可能性（例えば、いくつかの可能性のある行使日又は行使期間としての日付の範囲）を補償するために交換比率の変動可能性を生じさせる。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC52 定義により、デリバティブはある将来の日に決済される契約である。しかし、決済時に受け取る（若しくは支払う）対価の金額又は引き渡す（若しくは再取得する）資本性金融商品の数に関する不確実性を生み出す可能性のある他の変数とは異なり、時の経過は不確実ではない。したがって、当審議会の見解では、時の経過による修正は固定対固定の条件と整合的である。
- BC53 当審議会は、企業自身の株式に対する次のようなデリバティブの例を検討した。契約の開始時に、相互に排他的な一連の将来の決済日（当該デリバティブを所定の日の中の1つで行使するとデリバティブが決済される）の中の各決済日について固定の行使価格及び固定数の株式を定めているものである。当審議会は、このような契約は、将来の決済日のそれぞれにおいて行使可能で固定金額の対価と企業自身の資本性金融商品の固定数の交換によってのみ決済される、独立した相互に排他的なデリバティブ契約のシリーズと経済的に類似していることに留意した。
- BC54 当審議会は、時の経過による修正のどれが固定対固定の条件と整合するのかを決定するにあたり、次の要求をすることを含めて、さまざまなアプローチを検討した。
- (a) 企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて可能な各決済日に支払うか又は受け取る対価の金額が、契約の開始時に事前に決定され、時の経過によってのみ変動すること。このアプローチには、企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて支払うか又は受け取る対価の金額を、事前に決定された算式を適用して算定することが含まれる（時間が当該算式への唯一の変動インプットであることが条件となる）。
  - (b) 企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて可能な各決済日に支払うか又は受け取る対価の金額が、契約の開始時に事前に決定され、時の経過によってのみ変動し（BC54 項(a)に記述したアプローチと同様）、かつ、「合理的」であること。修正が合理的であるかどうかの判定には、判断の行使が必要となる。このアプローチが適用されるとした場合、当審議会は、企業が当該判断を行うのに役立てるために適用指針を開発しなければならない。
  - (c) 企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて可能な各決済日に支払うか又は受け取る対価の金額が、契約の開始時に事前に決定され、時の経過によってのみ変動し（BC54 項(a)に記述したアプローチと同様）、かつ、当初認識時に、企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて支払うか又は受け取る対価の金額を現在価値に関して固定する効果を有していること。このアプローチは、各決済日に支払うか又は受け取る対価の金額の間の差異が時の経過に比例する補償のみを表しているかどうかを評価するために、修正の程度を現在価値計算を用いて分析することを要求することになる。現在価値計算は、貨幣の時間価値に対する保証があるかどうか又は修正が合理的であるかどうかを評価することを意図したものではなく、実効金利法の計算との関連はない。
  - (d) 修正が合理的であること。BC54 項(b)のアプローチと同様に、修正が合理的であるかどうかの判定には判断の行使が必要となる。しかし、他のアプローチとは異な

り、このアプローチは、修正が契約の開始時に事前に決定されていることや、時の経過のみにより変動することを要求しない。したがって、このアプローチは、当審議会がこの目的で「合理的」をどのように定義するのかに応じて、固定対固定の条件と整合的な時の経過による修正の範囲を拡大する可能性がある。

- BC55** 当審議会は、BC54 項(b)又は BC54 項(d)に記述したアプローチを提案しないことを決定した。両方のアプローチとも、修正が合理的であるかどうかを判定するために判断を行使することを企業に要求することとなるからである。当審議会は、たとえ企業が当該判断を行うのを助けるための適用指針が開発されたとしても、要求事項の一貫した適用を達成することは困難であろうと考えた。このような修正は実務では非常に主観的となる可能性があるからである。さらに、BC54 項(d)のアプローチは、時の経過によって変動する修正を認めるのみという範囲を超えることとなる。
- BC56** 当審議会は、BC54 項(c)のアプローチは BC54 項(a)のアプローチよりも優れていると考えた。可能な各決済日に受け取るか又は支払う対価の金額の相違が時の経過に明確に関連することを確保する（したがって、ストラクチャリング（取引形態の操作）の機会のリスクを限定する）こととなり、固定対固定の条件とより整合的となるからである。したがって、当審議会は BC54 項(c)のアプローチを提案することを決定した。
- BC57** 当審議会は、BC54 項(c)のアプローチを、企業自身の資本に係るデリバティブのうち行使価格が金利ベンチマーク又は物価指数などの変数に連動するものに適用することも検討した。この状況では、行使価格は契約で定められた算式に基づいて算定可能である。行使価格はデリバティブが決済される日までは固定されておらず、算式に対するすべてのインプットが既知である。IFRS 第 9 号の B4.1.7A 項は、利息を次のものに対する対価として記述している。貨幣の時間価値、信用リスク及び他の基本的な融資のリスク（例えば、流動性リスク）や金融資産を特定の期間にわたって保有することに関連したコスト（例えば、管理コスト）への対価である。利息には基本的な融資の取決めと整合的な利益マージンが含まれる場合がある。IFRS 第 9 号の B4.1.13 項における金融商品 A の分析は、元本及び元本残高に対する利息の支払を、レバレッジのない物価指数に連動させることにより、貨幣の時間価値が現在の水準に更改されると説明している。当審議会は、どちらの種類も修正も時の経過による修正ではないと結論を下した。1 株当たりの行使価格は時の経過によってのみ変動する事前に決定された算式を用いて計算されない。インプットが金利ベンチマーク又は物価指数によって変動する。

#### 株式対株式の交換

- BC58** 当審議会は、1 つのクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数を別のクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数と交換することによって決済される契約を、資本性金融商品に分類できるかどうかを検討した。一例は、親会社が子会社の非支配株主に発行したデリバティブ契約で、子会社の株式の固定数を親会社の株式の固定数と交換することによって決済されるものである。グループの連結財務諸表

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

において、当該契約は、1つのクラスの自社の資本性金融商品の固定数と別のクラスの自社の資本性金融商品の固定数との交換を伴う。

- BC59 利害関係者は、IAS 第 32 号は交換の両方のレグが自社の資本性金融商品の固定数である株式対株式の交換を伴う契約に対処していないと指摘した。利害関係者は、企業がこうした種類のデリバティブ契約をどのように分類するのかについての実務の多様性も指摘した。
- BC60 当審議会は、交換の両方のレグが自社の資本性金融商品の固定数である契約は、金融負債の定義を満たさないと考えた。その理由は、
- (a) 企業は 1 つの種類の自社資本を別の種類の自社資本で消滅させる場合がある。実質上、1 つのクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数を受け取る権利及び別のクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数を引き渡す義務を会計処理するために、資本の中での振替が行われる。
  - (b) 交換される各種類の資本性金融商品の数が固定されており（受け取る資本性金融商品の価値が引き渡す資本性金融商品の価値と異なるとしても）、企業が自社の資本性金融商品を通貨として使用しているわけではないことを示唆している。このような金融商品は、企業が基礎となる資本性金融商品を直接に発行し再取得するシナリオと比較して、追加の権利又は義務を生じさせない。
- BC61 したがって、当審議会は、1 つのクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数を別のクラスの企業自身の非デリバティブ資本性金融商品の固定数と交換することによってのみ決済されるか又は決済される可能性のある契約は、資本性金融商品である旨を明確化することを提案している。

### 企業自身の資本性金融商品を購入する義務

- BC62 IAS 第 32 号の第 23 項は、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ契約についての要求事項を定めている。例としては、企業自身の株式を購入する先渡契約又は企業が自社の株式を購入することを要求する権利をオプション保有者に与える売建プット・オプションがある。当審議会は、次のことを明確化することを要望された。
- (a) 要求事項が別のクラスの企業自身の資本性金融商品の可変数で決済される契約に適用されるかどうか（BC63 項から BC65 項参照）
  - (b) 自社の資本性金融商品を購入する義務についての金融負債を償還金額の現在価値で認識することを要求している理由（BC66 項から BC70 項参照）
  - (c) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を有している場合、金融負債の当初認識時に資本のどの内訳項目が借方計上されるか（BC71 項から BC80 項参照）
  - (d) 金融負債の当初測定及び事後測定（BC81 項から BC85 項参照）

- (e) 金融負債の再測定に係る利得又は損失が純損益に認識されるかどうか（BC86 項から BC89 項参照）
- (f) 企業自身の資本性金融商品に係る売建プット・オプションの期限満了の会計処理方法（BC90 項から BC93 項参照）

#### 別のクラスの企業自身の資本性金融商品での決済

- BC63 IAS 第 32 号の第 23 項は、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を生じさせる契約（現金又は他の金融資産で決済される）に言及している。しかし、場合によっては、企業が自社の資本性金融商品を購入する義務を別のクラスの自社の資本性金融商品の可変数を引き渡すことによって決済することを要求される場合がある。例えば、親会社の株式の可変数が、グループが子会社の株式を非支配持分の保有者から購入する義務を決済するために移転される場合がある。利害関係者は、IAS 第 32 号の第 23 項がこのような義務に適用されるかどうかを質問した。
- BC64 当審議会は、IAS 第 32 号の第 11 項における金融負債の定義は、現金又は他の金融資産で決済される契約上の義務に限定されていないことに留意した。この定義には、企業自身の資本性金融商品の可変数を引き渡すことによって決済されるか又は決済される可能性のある契約も含まれる。同様に、IAS 第 32 号の第 21 項は、企業が契約を決済するために自社の資本性金融商品の可変数を用いる場合、当該契約は金融負債であると述べている。
- BC65 したがって、当審議会は、IAS 第 32 号の第 23 項の要求事項は別のクラスの企業自身の資本性金融商品の可変数を引き渡すことによって決済される契約にも適用される旨を明確化することを決定した。

#### 企業自身の資本を償還金額の現在価値で買い戻す義務の認識

- BC66 IAS 第 32 号の第 23 項は、ある契約が企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んでいる場合、金融負債が償還金額の現在価値について当該金額を資本から除去することによって認識されることを要求している。例えば、企業が自社の株式に対する総額で現物決済されるプット・オプションを売り建てる（対価が自社株式と交換される）場合、金融負債が当該オプションの行使価格の現在価値について認識され、対応する金額が資本に認識される（BC71 項から BC80 項参照）。この要求は、一般に「総額表示」と呼ばれる。他のデリバティブのように、支払う対価の総額と決済時又は行使時に受け取る株式の公正価値との差額に基づく正味金額を認識するのではなく、金融負債の総額での認識を要求しているからである。義務が（現金又は株式で）純額決済されるか又は純額決済が可能であるとした場合には、デリバティブの会計処理が適用される。
- BC67 何年にもわたり、IAS 第 32 号の第 23 項の要求事項に関するいくつかの質問が IFRS 解釈指針委員会に提出されている。2018 年ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックにおいて、一部の利害関係者は、金融負債の総額表示が適切であるかどうかを質問し続けた。これらの利害関係者は、この要求はデリバティブ契約の会計処理（純額

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

で認識される)と整合しておらず、契約がすでに行使されているかのように表示される結果となるという見解であった。

BC68 IAS 第 32 号の BC11 項及び BC12 項は、総額表示の要求の理由を説明している。これには次のものがある。

(a) この要求は、強制的に償還される株式の取扱いと整合的であり、これにより、償還条項が金融商品又は独立のデリバティブ契約に組み込まれているかどうかに関係なく、企業が財務諸表において同じ情報を報告することになる。

(b) 売建プット・オプションの行使価格の支払は当該オプションが行使されることを条件としているが、企業は当該金額についての義務を有している。支払が行われるかどうかを制御できないからである。

(c) IAS 第 32 号の第 23 項の要求事項の変更には、IAS 第 32 号の他の要求事項のうち企業の制御の範囲を超える事象又は選択を条件とする義務の負債処理を生じさせる要求事項の再検討が必要となる。

BC69 当審議会は、IAS 第 32 号の第 23 項における総額表示の要求の再検討は本プロジェクトの範囲を超えると判断した (BC6 項参照)。この要求の変更は、IAS 第 32 号における他の要求事項との不整合を生じさせる (BC68 項(c)及び BC100 項で述べているとおり)。

BC70 当審議会は依然として、決済時に支払われる対価の総額について金融負債を認識することが、企業の財務諸表の利用者が流動リスクに対する企業のエクスポージャーを評価するのに役立つと考えている。例えば、企業自身の株式に係る先渡契約又は売建プット・オプションが現金で決済される場合、企業の資産は当該キャッシュ・アウトフローの総額の分だけ減少する。他のデリバティブとは異なり、企業が決済時に資産ではなく自社株式を受け取るからである。したがって、企業の純資産の増加ではなく減少が生じることとなる。これらの理由で、当審議会は、金融負債を償還金額の現在価値で認識するという要求の変更を提案していない。

### 金融負債の当初認識時の資本への借方計上

BC71 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する契約を締結する場合に、IAS 第 32 号の第 23 項は、金融負債を償還金額の現在価値で認識することを企業に要求している。当該金額は資本から除去されて金融負債に含まれる。しかし、IAS 第 32 号は、当該金額が除去される資本の内訳項目 (どこに資本の借方を認識すべきか) を定めていない。この状況は報告に多様性を生じさせており、借方を非支配持分に対して認識する企業もあれば、親会社の所有者に属する資本の別の内訳項目に対して認識する企業もある。

BC72 当審議会は、当初認識時に適用したアプローチが他の含意を有する (例えば、その後非支配株主に支払われる配当の会計処理に影響を与える) という情報も受けた。利害関係者は、資本のどの内訳項目が借方計上されるのかに応じて、当該配当を純損益又は資本のいずれに認識すべきかに関しての実務の多様性を観察した。例えば、非支配持分が

借方計上される場合、これは、非支配持分の認識の中止が行われたことを示唆し、非支配株主への配当の支払がやはり所有者としての立場での所有者との取引を表しているのかどうかという疑問を生じさせる。当初認識時に適用したアプローチも、自社の資本性金融商品に係る売建プット・オプション及び先渡購入契約の期限満了時又は決済時の会計処理にも影響を与える。

- BC73** 当審議会は、非支配持分に関する論点への対処方法を決定するにあたり IFRS 第 10 号「連結財務諸表」の要求事項を考慮した。特に、IFRS 第 10 号は、純損益及び資本のその他の変動を非支配株主と親会社の所有者とに配分する際に、デリバティブ契約から生じる所有持分の潜在的な変動の影響を評価する方法を定めている。一般に、連結財務諸表は、IFRS 第 10 号の B89 項で説明しているように、既存の所有持分に基づいて作成される。
- BC74** 潜在的な所有持分を純損益及びその他の資本の変動を配分する際に考慮に入れるのは、IFRS 第 10 号の B90 項で説明しているように、企業が所有持分に関連したリターンへのアクセスをすでに有している場合のみである。非支配株主は所有持分に関連したリターンに対する権利を保持するが、純損益又は資本のその他の変動を配分する際に潜在的な所有持分は考慮されない。
- BC75** 企業自身の資本性金融商品に対する先渡購入契約及び売建プット・オプションの場合、非支配株主は通常、所有に関連した権利（議決権並びに配当及び他の分配に対する権利）を当該契約がその後に決済又は行使されるまで保持する。例えば、配当を受け取る資格は、通常、所定の日現在の登録されている株式所有者に基づいて決定され、当該株式の所有がその後に先渡購入契約の決済時又は売建プット・オプションの行使時に移転される可能性があるかどうかには関係ない。
- BC76** IFRS 第 10 号の B96 項は、非支配持分が保有する資本の比率が変動する場合に、非支配持分の帳簿価額を修正することを要求している。非支配持分の変動が生じるのは、先渡購入契約の決済時又は売建オプションの行使時のみである。したがって、当審議会は、IFRS 第 10 号と整合的に、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を IAS 第 32 号の第 23 項に従って当初認識する際に、企業が当該資本性金融商品の所有に関連したリターンへのアクセスをまだ有していない場合には、対応する金額は非支配持分ではなく親会社の所有持分に対して借方計上されると考えた。
- BC77** しかし、一部の利害関係者は、当該金額を親会社の所有持分に対して認識することは、当該契約の対象となっている非支配持分を二重計算することになると述べた。これらの利害関係者の意見では、非支配持分の保有者が与えられているのは、保有している資本の一定割合又は持分を企業に売り戻す権利のいずれかであり、両方ではない。これらの利害関係者は、非支配持分の帳簿価額を先渡購入契約又は売建プット・オプションによって減額することで、取引の経済的実質がよりよく反映されると述べた。
- BC78** 当審議会は、このフィードバックに同意せず、対応する借方金額の親会社の所有持分に対しての認識を要求することで二重計算は生じないと考えた。その理由は、

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- (a) 非支配持分が表すのは、まだ消滅していない既存の所有持分であり、潜在的な所有持分ではない。
- (b) 持分を企業に売却する権利を非支配持分の所有者に与えることは、所有者が行使可能な追加の権利であり、現在の権利又は所有持分を置き換えるものではない。
- (c) 金融負債の（償還金額の現在価値での）当初認識時に資本に対して借方計上される対応する金額は、非支配持分が契約の決済時又は行使時に減額される金額を表すものではない。契約に基づく企業の義務の当初測定のみを表すものである。資本に借方計上された金額は、その後には再測定されない。

BC79 当審議会は、対応する借方金額が資本のどの内訳項目に対して認識されるのかを定めるべきかどうかを検討した。しかし、当審議会は、資本のいくつかの構成要素の使用を律する法域固有の制限又は規則がある可能性があると考えた。借方計上する資本の内訳項目を定めないことは、要求される科目に関する IFRS 会計基準におけるアプローチと整合的である。

BC80 したがって、当審議会は、企業が購入すべき資本性金融商品の所有に関連したリターンに対するアクセスをまだ有していない場合には、当該資本性金融商品は引き続き認識されると決定した。金融負債の当初の金額は、非支配持分又は発行済株式資本以外の資本の内訳項目から除去されることになる。

### 金融負債の当初測定及び事後測定

BC81 IAS 第 32 号の第 23 項は、企業自身の資本性金融商品を購入する義務について金融負債を償還金額の現在価値で認識することを企業に要求している。また、当初認識後に、当該金融負債は IFRS 第 9 号に従って測定されるとも述べている。当審議会は、このような金融負債の当初測定及び事後測定に関するさまざまな実務上の疑問点についての情報を受けた。例えば、

- (a) 償還時に支払うべき金額が変動する可能性があり（公正価値で又はある算式に基づいて売り戻される金融商品など）上限が設けられている場合に、当該金融負債はどのように測定されるか？
- (b) 公正価値で行使可能な売建プット・オプションに対して、上限が設けられているのかいないのかに応じて、異なる測定アプローチが適用されるか？
- (c) 決済が所定の期間後にのみ行われる場合に、償還金額の現在価値を計算するためにどのような割引率が使用されるか？
- (d) 売建プット・オプションに係る金融負債の事後測定は、当初認識時と同じアプローチで行うか、IFRS 第 9 号に従って償却原価測定又は公正価値測定を適用して行うか？



(e) 償還金額に影響を与える複数の条件とされる事象がある場合、当該金融負債はどのように測定されるか？

- BC82 当審議会は、一般に、金融負債の測定に関する論点は本プロジェクトの範囲外であることに留意した。BC81 項における疑問点を解決しようとするいかなる試みも、大規模な基準設定プロジェクトが必要となり、本プロジェクトの完成を著しく遅延させるであろう。したがって、当審議会は、IAS 第 32 号の第 23 項における測定の要求事項の根本的な修正は提案しないことを決定した。
- BC83 しかし、当審議会は、事後測定に関する多くの疑問は、企業が事後測定について当初認識に適用したのと同じアプローチを適用すれば解決できると考えた（BC66 項から BC70 項で論じた）。このようなアプローチは、当初測定と事後測定について使用する仮定及びインプットの間でのより大きな整合性を確保することにもなる。
- BC84 したがって、当審議会は、IAS 第 32 号の第 23 項の要求事項を適用するにあたり、オプションの行使の確率及び見込まれる時期は金融負債の当初測定にも事後測定にも影響を与えない旨を明確化することを決定した。償還金額は、償還が契約で定められている最も早い可能な償還日に行われると仮定して割り引かれる。この明確化は、「総額表示」アプローチ（BC66 項から BC70 項で論じた）及び条件付決済条項を含んだ金融商品から生じた金融負債の測定に関する類似の論点に関しての当審議会の結論（BC106 項から BC109 項で論じている）と整合的である。
- BC85 当審議会は、IAS 第 32 号の第 23 項における IFRS 第 9 号への参照を削除することで、企業自身の資本性金融商品を購入する義務に係る金融負債を企業が当初認識後にどのように測定するのかに関しての混乱の可能性が回避されるという結論も下した（BC83 項から BC84 項で論じた明瞭化の提案があるため）。

#### 金融負債の再測定に係る利得及び損失

- BC86 IAS 第 32 号の第 23 項は、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を金融負債として認識することを要求している。これは、当該負債の再測定に係る利得又は損失を純損益に認識することを要求するものである。しかし、一部の利害関係者は、これは所有者としての立場での所有者との取引を資本で会計処理するという IFRS 第 10 号の要求事項と矛盾すると考えた。
- BC87 当審議会の見解では、そのような矛盾はない。当審議会は、このような再測定による利得又は損失は純損益に認識される旨を明確化することを決定した。それは次のものと整合的である。
- (a) IAS 第 32 号の第 35 項。これは金融負債である金融商品（又は金融商品の構成部分）に係る利得及び損失を純損益に認識することを要求している。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- (b) IAS 第 32 号の第 41 項。これは金融負債の帳簿価額の変動に係る利得及び損失は、たとえ企業の資産に対する残存持分に対する権利を含んだ金融商品に関するものであっても、純損益に認識することを要求している。
- (c) IFRS 第 9 号。これは一般的に、金融負債の再測定に係る利得又は損失を純損益に認識することを要求している。
- (d) 当該金融負債が当初認識される際に資本のどの内訳項目が借方計上されるのかに関する当審議会の結論（BC71 項から BC80 項で議論した）。非支配持分ではなく親会社の所有持分に借方計上することは、親会社と非支配株主のそれぞれの所有持分がまだ変動しておらず、当該金融商品が決済又は行使されるまで変動しないことを反映している。したがって、当該金融負債の再測定は、所有者としての立場での所有者との取引ではない。
- (e) IAS 第 1 号の第 106 項(d)(iii)。これは所有者としての立場での所有者との取引を、所有者による拠出及び所有者への分配並びに支配の喪失とならない子会社に対する所有持分の変動として記述している。金融負債の再測定は、所有者による拠出でも所有者への分配でもない。当該再測定は、親会社と非支配株主のそれぞれの子会社に対する所有持分も変化させない。IAS 第 1 号の第 109 項は、企業自身の資本性金融商品の再取得を所有者としての立場での所有者との取引として具体的に記述している。したがって、当該金融商品が決済又は行使されて企業自身の資本性金融商品が再取得された時点でのみ、これは所有者としての立場での所有者との取引となる。非支配株主に対してのプット・オプションの売建は、所有者としての立場での所有者との取引ではない。親会社と非支配株主との間での株式の移転が行われていないからである。

BC88 当審議会は、所有者としての立場での所有者との取引のうち株式を購入する権利を伴う取引についての IFRS 会計基準での例を検討した。これらの例において、当該権利は特定のクラスの資本性金融商品のすべての既存の保有者に付与されている。具体的には、

- (a) IAS 第 32 号の第 16 項(b)(ii)は、追加の株式を取得するために、同じクラスの既存の株主の全員に比例的に提供される外貨建の株主割当発行を記述している。これは所有者としての立場での所有者との取引である（IAS 第 32 号に関する結論の根拠の BC4I 項）。
- (b) IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」の第 4 項は、企業の資本性金融商品の保有者としての立場での従業員（又は他の者）との取引は、株式に基づく報酬取引ではないと説明している。この取引では、企業は特定のクラスの資本性金融商品の保有者の全員に、追加の資本性金融商品を公正価値よりも低い価格で購入する権利を与えており、従業員がそうした権利を受け取るのはその特定のクラスの資本性金融商品の保有者であるからである。

BC89 非支配持分に係る売建プット・オプションの場合、株式を売却する権利は、特定のクラスの資本性金融商品の既存の保有者の一部（すなわち、親会社以外の普通株式の保有者）にしか付与されない。したがって、当審議会は依然として、非支配持分保有者に対する売建プット・オプションは、所有者としての立場での所有者との取引ではないと考えている。

#### 売建プット・オプションの期限満了の会計処理

BC90 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ売建プット・オプションが引渡しをせずに期限満了となる場合、IAS 第 32 号は、当該金融負債の帳簿価額を金融負債から除去して資本に含めることを要求している。しかし、IAS 第 32 号は、当該金額を資本のどの内訳項目に含めるのか（資本のどこに貸方を認識するのか）は定めていない。

BC91 当該金融負債の当初認識に関する結論（BC71 項から BC80 項で議論した）と総合的に、当審議会は、当該金融負債の認識の中止時に資本に含める金額は、当該金融負債の当初認識時に金額が除去されたのと同じ資本の内訳項目に認識されると決定した。

BC92 当審議会は、売建プット・オプションの期限満了に関する他の実務上の疑問点が、当該金融負債の当初認識に関する結論によって解決されることに留意した。例えば、非支配持分に対する売建プット・オプションの期限満了時の非支配持分の測定を明確化する必要はない。資本から除去される金額は親会社の所有持分に認識されるので、非支配持分は当該プット・オプションの発行の影響を受けない。非支配持分は、当該プット・オプションの存続期間中は IFRS 第 10 号の要求事項に従って引き続き認識され会計処理される。したがって、プット・オプションが引渡しをせずに期限満了となる場合に、非支配持分の修正は不要である。同様に、企業自身の資本性金融商品に対する他の売建プット・オプションの期限満了時の株式資本の測定を明確化することは不要である。資本から除去される金額は資本の別の内訳項目に認識されるので、株式資本は当該プット・オプションの発行の影響を受けない。したがって、当該プット・オプションが引渡しをせずに期限満了となる場合に、株式資本の修正は不要である。

BC93 しかし、当審議会は、金融負債の再測定から過去に純損益に認識した利得又は損失について、その後に売建プット・オプションの期限満了時に当該金融負債の認識の中止が行われる場合の取扱いを明確化することを決定した。実務で疑問が生じるのは、当該利得又は損失がプット・オプションの期限満了時に純損益に戻入れとなるかどうかに関してである。当審議会の見解では、当該利得又は損失は純損益に戻入れとならない。売建プット・オプションの期限の満了は、当初の取引が発生したという事実（プット・オプションが発行され、金融負債を生じさせたこと）を変更するものではない。過去に認識した利得又は損失は、当該金融負債が未行使であった間の再測定を反映している。ただし、企業は当該利得又は損失の累計額を利益剰余金から資本の別の内訳項目に移転することができる。

#### 条件付決済条項

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

BC94 IAS 第 32 号の第 25 項は、条件付決済条項を含んだ金融商品（金融商品の発行者と保有者の両方の制御の範囲を超える不確実な事象の発生（又は不発生）時に現金での決済を要求する金融商品など）の分類に関する要求事項を定めている。IAS 第 32 号の第 28 項から第 32 項は、複合金融商品の負債部分と資本部分を区分して分類することに関する要求事項を定めている。実務上の疑問が次のことに関して生じている。

- (a) 企業がこれらの要求事項の適用を要求される順序（BC95 項から BC97 項）
- (b) 条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分の測定（BC98 項から BC102 項）
- (c) 条件付決済条項を含んだ複合金融商品に係る裁量的支払の会計処理（BC103 項から BC105 項）
- (d) 条件付決済条項を含んだ金融商品から生じる金融負債の測定（BC106 項から BC109 項）
- (e) IAS 第 32 号の第 25 項(a)の「真正なものでない」の意味（BC110 項から BC111 項）
- (f) IAS 第 32 号の第 25 項(b)の「清算」の意味（BC112 項から BC115 項）

### IAS 第 32 号の要求事項の適用の順序

BC95 利害関係者は、IASB と IFRS 解釈指針委員会の両方に、複合金融商品が条件付決済条項を含んでいる場合に、企業は IAS 第 32 号の要求事項を特定の順序で適用するのかを質問した。IAS 第 32 号の第 25 項は金融負債に言及しているが負債部分には言及していないからである。彼らは、条件付決済条項についての要求事項が複合金融商品の要求事項の前に適用されるとした場合、条件付決済条項を含んだ金融商品は、資本部分を含んでも金融負債に分類されることになるかと指摘した。

BC96 IAS 第 32 号の第 15 項は、金融商品 又はその構成部分 の金融負債、金融資産又は資本性金融商品への当初認識時の分類についての一般原則を示している。また、当審議会は、条件付決済条項及び複合金融商品についての要求事項は、この一般原則を詳述しその適用を支援するものであると考えた。当審議会は、企業は複合金融商品である条件付決済条項を含んだ金融商品を負債部分と資本部分に分離することを要求されると考えている。企業は IAS 第 32 号の第 25 項を適用してこのような金融商品の負債部分を識別する。言い換えると、IAS 第 32 号の第 25 項と第 28 項から第 30 項の要求事項を特定の順序で適用するのではなく、企業は両方の要求事項の組合せを適用する。

BC97 したがって、当審議会は、条件付決済条項を含んだ金融商品の一部は負債部分と資本部分を含んだ複合金融商品である可能性がある旨を明確化するために IAS 第 32 号の第 25 項の修正を提案することを決定した。

### 条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分の測定

- BC98 利害関係者は、複合金融商品の負債部分の決済が不確実な将来事象の発生（又は不発生）を条件としている場合に、企業は当該負債部分をどのように測定するののかも質問した。より具体的には、企業は当該負債部分を次のどちらで当初測定するのかを質問していた。
- (a) 不確実な将来事象の発生時に負債部分を決済するために支払うべき全額を、当該金額の支払が要求される可能性のある最も早い日から割り引いた金額。これは、不確実な将来事象が発生する確率、又は見込まれる時期は考慮に入れないことを意味する。企業は当該負債の決済を回避する無条件の権利を有していないからである。
- (b) 不確実な将来事象の予想される発生確率を考慮に入れた確率加重金額。支払が要求されるかどうかは、両方の当事者の制御の範囲外の事象が発生するかどうか条件となるからである。これは、当該事象の見込まれる時期を（したがって負債部分の決済も）、要求払要素のない金融負債の公正価値と同様に、考慮に入れることを意味する。
- BC99 当審議会は、BC98 項(a)のアプローチは IAS 第 32 号の他の要求事項（例えば、IAS 第 32 号の第 23 項）と整合的であることに留意した。それらは、企業自身の資本性金融商品を購入する義務を償還金額の現在価値で測定することを要求している。
- BC100 IAS 第 32 号の第 23 項における要求を開発した際に、当審議会は次のような議論を棄却した。企業が企業自身の資本性金融商品に対するプット・オプションを発行している場合、当該支払を行う義務は当該オプションが行使されることを条件としているので、企業は当該オプションから生じる金融負債を行使価格の全額で測定すべきではないという議論である（IAS 第 32 号の BC12 項参照）。BC98 項(a)のアプローチは、直ちに又は所定の日に返済される可能性のある金融負債（又は負債部分）が、決済が金融商品保有者のオプションであるのか金融商品の発行者と保有者の両方の制御の範囲外である事象を契機とするのかに関係なく、同じ方法で測定される結果となる。両方の場合に、決済は発行者の制御の範囲を超えている。したがって、両方の場合に、負債は同じ方法で測定されることとなる。
- BC101 BC98 項(b)のアプローチを適用することは、IAS 第 32 号の大幅な変更となり、本プロジェクトの範囲を超えることになる（BC6 項参照）。さらに、このようなアプローチは複雑な計算が必要となる（例えば、当初認識時に実効金利を算定する際及びその後複合金融商品の負債部分の測定を更新する際）。企業は不確実な将来事象の発生の確率及び見込まれる時期を各報告日に見直さなければならなくなる。
- BC102 BC98 項から BC101 項における事項を考慮して、当審議会は、金融負債部分の当初測定及び事後測定について BC98 項(a)のアプローチを要求するように IAS 第 32 号の修正を提案することを決定した。このアプローチに従って、不確実な将来事象の発生の確率及び見込まれる時期は、条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分がどのように測定されるのかに影響を与えない。この明確化により、当初測定と事後測定に用いられる仮定及びインプットの間の一貫性の増大も確保される。

### 裁量的支払の会計処理

- BC103 場合によっては、複合金融商品の発行から生じる収入のすべてが当初認識時に負債部分に配分されることがある。例えば、裁量的配当を支払う金融商品が、当該金融商品の発行者と保有者の両方の制御の範囲外の不確実な将来事象の発生時に償還可能となり、当該事象がいつでも発生し得る場合である。当該金融商品の当初認識時に、負債部分は条件付の義務の割引前の金額の全額で測定され、資本性金融商品がゼロで測定される結果となる。利害関係者が、この種類の複合金融商品に対してその後に支払われる裁量的配当の会計処理方法を質問した。
- BC104 複合金融商品の資本部分が当初認識時にゼロで測定される場合はあるが、これは測定の要求でしかなく、資本部分が存在しないという意味ではない。さらに、全体が金融負債に分類される金融商品は、たとえ資本部分が当初認識時にゼロで測定される場合であっても、負債部分と資本部分の両方を有する複合金融商品とは経済的に異なる。その後に支払われる裁量的配当を資本に認識することは、当該資本部分の存在を反映するものであり、その存在と整合する。
- BC105 当審議会は、複合金融商品の発行時に受け取る収入の一部は当初認識時に資本部分に配分される場合には、その後に支払われる裁量的配当の会計処理方法に関して疑問は生じないことにも留意した（たとえ当初認識時に資本に配分される金額が非常に小さい場合であっても）。IAS 第 32 号の AG37 項に従って、このような裁量的配当は資本に認識される。当審議会は、同じ取扱いを資本部分が当初認識時にゼロで測定される状況にも適用すべきであると結論を下し、この取扱いを明確化することを提案している。当審議회가、複合金融商品の資本部分が当初認識時にゼロで測定されるという理由だけで、裁量的配当の異なる会計処理に関する要求を追加するとしたならば、経済的に類似した 2 つの状況の間に恣意的な区別を設けることになる。

### 条件付決済条項を含んだ金融商品から生じる金融負債の測定

- BC106 BC102 項で論じたように、当審議会は、条件付決済条項を含んだ複合金融商品の負債部分の測定時に、当該事象の発生の確率及び見込まれる時期は負債部分の測定に影響を与えない旨を明確化することを決定した。当該負債部分は決済金額の現在価値で測定される。すなわち、決済金額は決済が契約において定められている最も早い可能な決済日に生じるという仮定に基づいて割り引かれる。
- BC107 当審議会は、BC106 項で提起した点の明確化が、複合金融商品ではない条件付決済条項を含んだ金融商品から生じる金融負債の測定方法に関しての他の疑問を生じさせることに留意した。IAS 第 32 号の第 25 項は、当該金融負債を当初又は事後にどのように測定すべきなのかを説明していない。一般に、金融負債の当初測定及び事後測定に関する論点は本プロジェクトの範囲外である。さらに、このような測定の論点のすべてに対処することは、本プロジェクトの完了を大きく遅延させることになる。しかし、当審議会は次のことを明確化することを決定した。

- (a) 条件とされる事象の将来の発生の確率及び見込まれる時期は、IAS第32号の第25項に従って認識される金融負債の当初測定に影響を与えない。当該金融負債は、決済金額の現在価値で測定される。すなわち、決済金額は、決済が契約において定められている最も早い可能な決済日に生じるという仮定に基づいて割り引かれる。
- (b) このような負債の当初認識時に適用される測定アプローチは、当該金融負債の事後測定にも適用される。この明確化により、当初測定及び事後測定について用いられる仮定及びインプットの間より大きな一貫性が確保される。

BC108 BC107項に示した明確化は、実務の多様性を減少させ、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品から生じる金融負債の当初測定及び事後測定に関する類似した論点に関する当審議会の結論（BC83項からBC84項で論じた）と整合的である。当審議会は、条件付決済条項を含んだ金融負債を条件付の義務の全額で測定することが、企業自身の資本性金融商品を購入する義務に関する当審議会の議論の関連で、IAS第32号に関する結論の根拠のBC12項に記述されていることに留意した。

BC109 当審議会は、条件付決済条項を含んだ金融商品と自社株式に係る売建プット・オプションとの間に類似性があるため、一貫した測定アプローチが適切であると考えた。例えば、金融負債がこれらの両方の種類の金融商品について認識されるが、これは支払が企業の制御の範囲外の事象を条件としているからである。したがって、当審議会は、これらの金融負債は、キャッシュ・フローの確率及び見込まれる時期を無視して、全額で測定されるべきであると結論を下した。

#### 「真正なものでない」の意味

BC110 IAS第32号の第25項(a)に従って、条件付決済条項のうち金融商品の現金での決済（又は他の形で当該金融商品が金融負債となるような方法での決済）を要求する可能性のある部分が真正なものでない場合には、当該金融商品は資本性金融商品に分類される。IAS第32号のAG28項は、真正なものでないことの意味に関する適用指針を提供し、極めて稀で異常性が高く発生する可能性が非常に低い事象の発生時にのみ決済を要求する金融商品は、資本性金融商品であると説明している。利害関係者は、契約条件がどのようにして「真正なものでない」と評価されるのか、及び当該評価は条件とされる事象の発生の確率のみに基づくのかどうかを質問した。

BC111 当審議会は、条件付決済条項が真正な商業上、規制上又は税務上の目的で契約条件に含まれる場合があると考えた。発生する可能性が非常に低いかもしれない条件事象に基づく決済条項は、その条件事象の性質が極めて稀ではなく異常性が高くもない場合には、真正なものである可能性がある。したがって、当審議会は、契約条件が真正なものでないかどうかの判定は、不確実な将来事象の発生の可能性（すなわち、確率）のみに基づくものではない旨を明確化することを決定した。企業は当該評価における判断を、すべての具体的な事実及び状況（当該金融商品の契約条件を含む）に基づいて行うことを要求されるからである。

### 「清算」の意味

- BC112 IAS 第 32 号の第 25 項(b)に従って、現金での決済（又は他の形で当該金融商品が金融負債となるような方法での決済）を発行者の清算時にのみ要求する金融商品は、資本性金融商品に分類される。IAS 第 32 号に関する結論の根拠の BC18 項によると、この要求を開発するにあたり、当審議会は、企業の清算時にのみ適用される条件付決済条項は、分類に影響させるべきではないと結論を下した。分類に影響させることは継続企業の前提と矛盾するからである。このような条項は、清算時に優先権のある資本性金融商品に類似しており、したがって、当該金融商品を分類する際に無視される。
- BC113 利害関係者は、「清算」の意味について質問した。これには、これは企業が存在しなくなる（例えば、解散によって）場合のプロセスの終了のみを指すのかどうか、又はより幅広く整理や管理などのプロセスを指すと解釈できるのかどうかが含まれる。
- BC114 当審議会は、企業が財務上の困難の中で継続企業である場合及び企業が清算のプロセスを開始している場合に、多くの用語が実務で用いられていることを認識した。事象及び活動の中には、明らかに清算が開始する前に発生し、企業を健全な財務状況に復帰させるという目標を有しているものもある一方、明らかに事業を解散することを目標で行われるものもある。例えば、場合によっては、財務上の困難にある企業について、事業を終了させるのではなく、企業を健全な財務状況に復帰させるという目標を有するリストラチャリングのプロセスを行うことがある。当該プロセスには、費用を削減する努力の中での従業員の解雇及び製造用資産の売却が含まれる場合がある。そのような状況において決済を要求する金融商品は、金融負債に分類される。当該企業は清算のプロセスにはないからである。当審議会は、こうしたプロセスの区別は、企業が金融商品を当初認識時に分類するのに役立つと考えた。
- BC115 当審議会は、「清算」という用語は、企業が自らの営業を永久的に停止した後に開始するプロセスを指す旨を明確化することを決定した。これは次のことと整合的である。
- (a) IAS 第 32 号の第 25 項(b)における要求の開発についての当審議会の論拠（BC112 項に述べた）
  - (b) 「概念フレームワーク」の 4.33 項（清算を営業停止と同一視している）
  - (c) IAS 第 1 号の第 25 項（経営者が企業の清算若しくは営業停止を意図しているか、又はそうする以外に現実的な選択肢がない場合を除いて、財務諸表を継続企業を前提として作成することを企業に要求している）

### 株主の裁量

- BC116 IAS 第 32 号の第 19 項を適用して金融商品（又はその構成部分）を金融負債又は資本性金融商品に分類するにあたり、企業は契約上の義務を決済するために現金又は他の金融資産を引き渡すことを回避する無条件の権利を有しているかどうかを考慮する。場合によっては、決済は企業の株主の裁量で発生する。例えば、普通株主の承認を条件として



利息を支払うことを要求する優先株式を企業が発行する。利害関係者は、そのような状況において、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうか、及び株主の意思決定権が、企業が金融商品を現金で（又は他の形で金融商品が金融負債となるような方法で）決済することを回避する無条件の権利を有しているかどうかを質問した。

BC117 これらの疑問を検討するにあたり、当審議会は、利害関係者が相反する見解を有していることに着目した。

(a) 一部の人は、株主は常に企業の一部と見られるので、株主の意思決定は企業の意思決定として扱われると考えている。

(b) 他方、株主は決して企業の一部とは見られないので、株主の意思決定は決して企業の意思決定とは扱われないと考えている人もいる。

BC118 当審議会は、このような「全か無か」のアプローチをすべての金融商品に適用することは、IAS 第 32 号における分類の要求事項の根本的な変更となり、本プロジェクトの範囲外となると結論を下した（BC6項参照）。また、IAS 第 32 号の現在の適用に著しい混乱を生じさせることにもなり、必ずしもより有用な情報を財務諸表利用者に提供しない。例えば、一部の法域では、普通株式は株主が自らの裁量で配当の支払を要求することのできる条件を付けて発行される。株主の意思決定が決して企業の意思決定として扱われない場合、そのような見解は、多くの一般的な金融商品について、資本から複合金融商品（その場合には配当を支払う義務が金融負債部分に分類される）への分類の変更を生じさせる可能性がある。

BC119 利害関係者の質問に対応するにあたり、当審議会は、IAS 第 32 号に基づく分類の評価の一部として、すべての金融商品に一貫して適用できる原則を開発することを検討した。実務上、企業の事業活動の通常の過程で行われる日常的な意思決定は、通常は企業の意思決定の一部と見られる。当審議会は、株主の意思決定のうち性質が日常的であるもの（事業の通常の過程で行われる）は企業の意思決定として扱われるという原則の提案を検討した。そうした日常的な意思決定には、通常、企業の年次総会の議題に関する経常的な項目についての意思決定が含まれる。これは、通常の毎年の事業上の事項に関するものであり、通常、会議に出席した株主の単純過半数の承認を要求する。逆に、非日常的な意思決定は、一般的に特別な事業上の事項（企業の設立文書の変更又は企業の支配の変更の承認など）を伴う。これらの非日常的な意思決定の多くにおいて、株主は投資意思決定を行っている（すなわち、特定の金融商品の保有者としての立場で行動している）ものとみなされる可能性がある。これらの非日常的な意思決定は、通常、より高い水準の承認（投票の 75%など）を要し、年次総会以外の特別会議で行われる場合がある。

BC120 しかし、当審議会は、BC119 項に記述したアプローチ（意思決定の性質が日常的であるかどうかのみに焦点を当てている）は、特に新しい種類の取引が生じる場合には、制限的になりすぎる可能性があることに留意した。株主の意思決定権が日常的又は非日常的のいずれかなのかの評価は、時とともに変化する可能性もある。例えば、同じ種類の

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

取引に関する株主の意思決定が十分な定期性をもって行われた後には、以前は非日常的とみなされていたものが日常的になる場合がある。意思決定が日常的であり企業の事業の通常の過程の一部として行われるかどうかのみ焦点を当てることは、株主の裁量を伴うすべてのシナリオに対処できない可能性がある。

BC121 したがって、1 つの具体的な要因のみに焦点を当てるのではなく、当審議会は、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価する際に企業が考慮することを要求される要因を提案することを決定した。こうした要因には、次のものが含まれるが、これらに限らない。

- (a) 株主の意思決定の性質が日常的である（すなわち、企業の事業活動の通常の過程で行われている）かどうか。BC119 項で論じたように、企業の通常の事業の過程の一部である日常的な意思決定は、企業の意思決定として扱われる可能性がより高い。
- (b) 株主の意思決定が、企業の経営者が発議したか又は株主の承認を求めて提案した行動に関連しているかどうか。当審議会は、経営者（取締役会を含む）の役割は企業の活動を立案し指揮することであると考へた。当審議会は、多くの法域でのコーポレート・ガバナンスの枠組みが、経営者が受託者の立場で企業の利益のために行動することを要求していることも考へた。場合によっては、経営者が株主の承認を要する行動を提案しないことによって企業から現金の流出を回避できることがある。したがって、そうした場合には、株主の裁量が分類に影響を与えないことになる。当審議会は、日常的な意思決定は経営者が発議する可能性が高いと見込んでいる。これと対照的に、当審議会は、株主の意思決定が経営者が発議又は提案したのではない行動に関するもの（第三者が株主の承認を求めて提案した非日常的な取引など）である場合には、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われる可能性が低いことを示唆している可能性がある。
- (c) 異なるクラスの株主が株主の意思決定から異なる形で便益を得るかどうか。当審議会は、各クラスの株主が意思決定からどのように便益を受けるのかの相違は、各クラスの株主が特定のクラスの投資者として独立して意思決定を行うことを示しており、これはこの種類の株主の意思決定が企業の意思決定として扱われる可能性は低いことを示唆している可能性があると考えた。
- (d) 株主の意思決定権の行使により、株主が企業に対して、現金若しくは他の金融資産で株式の償還（又は、株式に関するリターンを支払）を行う（又は他の形で当該金融商品が金融負債となるような方法で決済する）ことを要求できるようになるかどうか。このような権利を行使する株主は、株式への投資者として個々に意思決定を行う可能性が高く、これはそうした株主の意思決定が企業の意思決定として扱われる可能性が低いことを示唆している可能性がある。

BC122 当審議会は、このようなアプローチの適用には、特定の株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを判定するために関連する要因を考慮する際に、企業が判断を用いることが必要となることを承知している。したがって、BC121 項における諸要

因は網羅的であることを意図していない。さらに、当審議会は、一部の要因は、特定の事実及び状況並びに具体的な契約の契約条件に応じて、評価への関連性が高い場合も低い場合もあり得るため、異なるウェイト付けが適用されると考えた。異なる要因は、異なる状況ではより説得力の高い証拠を提供する可能性がある。したがって、評価には、発行される金融商品の各種類についてケースバイケースの分析が必要となる。

**BC123** 一部の金融商品は、企業が当該金融商品を現金又は他の金融資産で決済する（又は他の形で当該金融商品が金融負債となるような方法で決済する）かどうかを決定する複数の権利を株主に提供している場合がある。当審議会の見解では、株主の意思決定権はそれぞれ別々に評価される。しかし、当審議会は、株主の意思決定権の間の相互依存性が、全体として、企業が現金又は他の金融資産の引渡し（又は他の形で金融商品を金融負債となるような方法で決済すること）を回避する無条件の権利を有しているかどうかに影響を与えるかどうか企業は考慮すべきであると決定した。一例は、発行者が普通株式に対して配当を支払う場合には利息を支払う金融商品である。経営者は、普通株式に対する配当を提案しないことを決定して、それにより当該金融商品に対して利息を支払うことを回避することができる。しかし、当該金融商品の保有者は、企業に清算することを強制する権限も有しており、その時点で当該金融商品は額面で現金により返済されるものとなる。他の義務がないと仮定すると、両方のシナリオにおいて、当該金融商品が資本に分類されるためには、企業は現金決済を回避する権利を有していることが要求される。

**BC124** 当審議会は、網羅的でない要因のセットに基づいて判断を行使することを企業に要求することは主観的であることを認識した。しかし、当審議会は、提案しているアプローチは実務的であり、次のことを設定することによって実務上の疑問の解決に役立つであろうと結論を下した。

(a) 株主の意思決定権の評価の目的（すなわち、企業が金融商品の現金又は他の金融資産での決済（又は他の形で当該金融商品が金融負債となるような方法での決済）を回避する無条件の権利を有しているかどうかを判定するにあたり、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価すること）

(b) 企業が当該評価を行う際に考慮しなければならない関連する要因

(c) 要因に基づくアプローチを適用し、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかの評価を行うにあたり、行った判断についての開示要求（BC244 項(a) 参照）

**BC125** さらに、当審議会は、より規範的なアプローチを開発することは困難であり、IAS 第 32 号の分類の要求事項の根本的な変更を伴う可能性が高いことに留意した。しかし、当審議会は、提案しているアプローチが他の IFRS 会計基準書で採用しているアプローチと不整合と考えられる可能性があることを認識した。したがって、意図しない結果を避けるため、当審議会は、提案しているアプローチは、他の IFRS 会計基準書における

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

要求事項を株主又は経営者が関与する取引に適用する際に類推で適用することはできないと決定した。

### 金融負債及び資本性金融商品の分類変更

BC126 利害関係者は、IAS 第 32 号には、金融商品が当初認識後に分類されるかどうか及びどのような場合に分類変更されるのかに関する一般的な要求事項が含まれていないと指摘し、IASB が次のことを明確化するよう要望した。

- (a) 分類変更が要求、許容又は禁止されるかどうか、又はどのような場合にか
- (b) 分類変更が要求又は許容される場合、その分類変更の会計処理方法

BC127 より具体的には、疑問点は、契約条件の変更なしに生じる契約上の取決めの実質の変化が、金融商品が引き続き金融負債又は資本性金融商品に分類されるのかどうかに影響を与える可能性があるかどうかに関するものであった。これらの疑問に対処するため、当審議会は次のことを考慮した。

- (a) 契約上の取決めの実質の変化の種類 (BC130 項から BC134 項)
- (b) 分類変更のアプローチ (BC135 項から BC149 項)
- (c) 分類変更の時期 (BC150 項から BC156 項)
- (d) 分類変更時の測定 (BC157 項から BC164 項)

BC128 当審議会は、認識の中止と分類変更の相違について議論した。IFRS 第 9 号は、金融負債の認識の中止に関する要求事項を示している。IAS 第 32 号は、企業自身の資本性金融商品の消却時に係る利得又は損失の認識に関する要求事項を示している。金融負債の認識の中止又は資本性金融商品の消却を受けての新しい金融商品の認識は、「分類変更」とは異なる。当審議会の見解では、分類変更は、金融商品が引き続き存在しているが、契約の変更なしに契約条件の実質の変化が生じている場合に適切である可能性がある。したがって、当審議会は、分類変更とは、次の条件を満たす場合に発行された金融商品の分類の変更を指すと結論を下した。

- (a) 金融商品の認識の中止に関する要求事項が満たされていない。
- (b) 企業が認識すべき新たな契約の当事者になっていない。
- (c) 義務の性質が、契約条件の変更なしに実質的に変化している。

BC129 「分類変更」という用語は、より幅広く、金融負債と資本との間での金額の移動を指すために用いられる場合がある。例えば、IAS 第 32 号の第 23 項は、企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含む契約が引渡しをせずに期限満了となる場合に、金融負債の帳簿価額を資本に「分類変更」することを要求している。この場合、金融負債から資本への金額の「分類変更」は、金融商品の期限満了時の金融負債の認識の中止から生じるものであり、金融商品の存続期間中の当該金融商品の分類の変更から生じるもの

ではない。「分類変更」という用語を異なる方法で用いることから生じる可能性のある混乱を避けるため、当審議会は IAS 第 32 号の第 23 項における「分類変更」への 2 回の言及を代替的な文言に置き換えることを提案している。

#### 契約上の取決めの実質の変化の種類

BC130 当審議会は、当初認識後に、契約上の取決めの実質が、次のいずれかの時点で、契約条件の変更なしに変化する場合があると考えた。

(a) 契約条件が、時の経過により有効となるか、又は有効でなくなる（BC131 項から BC132 項）。

(b) 契約上の取決めの外部の状況の変化が、契約に定められておらず当初認識時に当該金融商品を分類した際に考慮されていなかった（BC133 項から BC134 項）。

BC131 時の経過により生じる変化（BC130 項(a)に記述）は、金融商品に固有のものであり、金融商品が当初認識時に金融負債への分類を生じさせる契約条件を含んでいるが、将来の特定の時点で、当該契約条件が有効でなくなる場合に生じる可能性がある。当該金融商品がその時点で分類されたならば、当該金融商品は資本性金融商品への分類の要件を満たす。例えば、企業が、企業自身の資本性金融商品の固定数を将来の日において固定される価格で購入する権利を金融商品の保有者に提供するワラントを発行する。同様の疑問は次のものに関しても生じる。

(a) 企業結合における条件付対価で、企業が企業自身の資本性金融商品を引き渡すことにより決済するもの（引き渡す株式の数が将来の日において固定される場合）

(b) ある金融商品におけるプット・オプションで、保有者が当該金融商品を当該金融商品の存続期間の所定の期間中に固定金額の現金で企業に売り戻すことができるもの（当該オプションがその所定の期間の終了時に未行使のまま期限満了となる場合）

(c) 所定の期間内の条件とされる事象の発生に基づいて分類される金融商品（当該条件事象が当該期間中に発生しない場合）

BC132 当審議会は、この種の実質の変化（BC130 項(a)に記述）は、当初認識時に金融負債の定義を満たす金融商品のみに関するものであることに留意した。そのような実質の変化は、金融商品が当初認識時に資本性金融商品の定義を満たした場合には生じない。資本性金融商品の定義を満たすためには、金融商品は、当該金融商品の契約上の存続期間にわたるどの時点でも現金又は他の金融資産を移転する（又は他の形で当該金融商品を金融負債になるような方法で決済する）義務を含んでいてはならない（IAS 第 32 号の第 16 項参照）。そのような義務を含んでいる金融商品は、IAS 第 32 号の第 16A 項から第 16D 項における資産への分類のための要求事項が満たされる場合を除き、当初認識時に金融負債に分類される。

BC133 当審議会の見解では、契約上の取決めの外部の状況の変化（BC130 項(b)に記述）とは、特定の金融商品に影響を与えるだけでなく、企業の事業活動全体にも影響を与える

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

変化を指す。例えば、企業が企業自身の資本性金融商品の固定数を企業の機能通貨建の固定額の現金と交換に引き渡すことによって決済される金融商品を企業が発行する場合がある。企業の機能通貨が変化する場合、この特定の金融商品についての契約上の取決めの実質を変化させる（当該金融商品は外貨で決済されるものとなる）だけでなく、企業の営業及び活動全体の変化の証拠ともなる。

BC134 BC130 項(a)に記述した実質の変化とは対照的に、BC130 項(b)に記述した実質の変化は、当初認識時に金融負債の定義を満たす金融商品に限らない。BC130 項(b)に記述した実質の変化は、BC133 項で論じた例で示したように、当初認識時に資本性金融商品の定義を満たす金融商品についても生じる可能性がある。

### 分類変更アプローチ

BC135 当審議会は、当初認識後の金融商品の金融負債又は資本性金融商品への分類変更に対する 3 つのアプローチを検討した。

(a) 金融商品の分類変更を一般的に禁止 (BC136 項から BC137 項)

(b) 契約上の取決めの実質のすべての変化について、金融商品の分類変更を要求 (BC138 項から BC139 項)

(c) 契約上の取決めの外部の状況の変化が生じる場合を除いて、金融商品の分類変更を一般的に禁止 (BC140 項から BC143 項)

### 一般的に分類変更を禁止

BC136 BC135 項(a)のアプローチは、IAS 第 32 号の要求事項は金融商品の事後の分類変更を一般的に禁止することを意図しているという見解に基づいている。IAS 第 32 号の第 15 項は、当初認識時の金融商品の分類を契約上の取決めの実質並びに金融負債及び資本性金融商品の定義に従って行うことを要求している。このアプローチの論拠は、当審議会の前身であり IAS 第 32 号を開発した国際会計基準委員会 (IASC) が一般的に金融商品を当初認識後に分類変更することを意図していたのであれば、IAS 第 32 号が最初に公表された際にそのような要求事項が含められていたであろうというものである。

BC137 この一般的に分類変更を禁止するという意図には、IAS 第 32 号の第 16E 項から第 16F 項の要求事項による裏付けがある。これらは、プッタブル金融商品及び清算時にのみ企業の純資産に対する比例的持分を他者に引き渡す義務を企業に課す金融商品が所定の要件を満たす場合に、その分類変更に応用される具体的な要求事項を示している。当審議회가 IAS 第 32 号の第 96B 項 (プッタブル金融商品及び清算から生じる義務についての例外は、類推で適用することはできないと述べている) を追加した理由の 1 つは、他の場合における分類変更を使用されることを避けることであった。当審議회가分類変更を一般的に禁止する要求を導入することを決定とした場合、具体的な分類変更の要求事項には影響を与えない方法で導入することとなる。

**契約上の取決めの実質のすべての変化について分類変更を要求**

BC138 BC135 項(b)のアプローチは、IAS 第 32 号の第 15 項は金融商品の当初認識に言及しているが、金融商品を契約上の取決めの実質並びに金融負債及び資本性金融商品の定義に従って分類することを要求している。契約上の取決めの実質がその後に変化する場合には、金融商品は分類変更されることとなる。このアプローチでは、分類変更は BC130 項で論じた実質の変化の両方の種類について要求される。したがって、分類変更は、報告日現在で金融商品の残存期間にわたって有効である契約条件の実質を反映する。

BC139 しかし、当審議会は、このアプローチでは、企業は各報告日において、発行した金融商品のそれぞれについて、当該金融商品が同日現在で金融負債又は資本性金融商品の定義を満たすかどうかに影響を与えるような実質の変化があったかどうかを評価することを要求されることとなると考えた。当審議会は、このアプローチは IAS 第 32 号における現行のアプローチの根本的な変更を要することとなり、したがって本プロジェクトの範囲を超えると結論を下した。

**契約上の取決めの外部の状況の変化が生じる場合を除き、一般的に分類変更を禁止**

BC140 BC135 項(c)のアプローチは、IASC が一般的に金融商品の分類変更を禁止することを意図していたという見解に基づいている (BC136 項参照) という点で、BC135 項(a)のアプローチに類似している。しかし、BC135 項(c)のアプローチでは、分類変更は限定的な状況においては適切である。具体的には、契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化によって変化する場合に、金融商品は分類変更されることとなる。このアプローチは、BC130 項で論じた実質の変化の 2 つの種類を次のように区別する。

- (a) 契約上の取決めの外部の状況の変化から生じた実質の変化 — 分類変更が要求される
- (b) 契約条件が時の経過により有効となるか又は有効でなくなる場合の実質の変化 — 分類変更が禁止される

BC141 このアプローチは、IAS 第 32 号の具体的な分類変更の要求事項を基礎としている。特に、IAS 第 32 号の第 16E 項は、特定の種類の金融商品 (プッタブル金融商品及び清算時にのみ企業の純資産に対する比例的持分を他者に引き渡す義務を企業に課す金融商品) の分類変更を所定の状況において要求している。そうした状況は、BC133 項から BC134 項で論じた実質の変化 (すなわち、契約上の取決めの外部の状況の変化) に類似している。例えば、プッタブル金融商品の分類は、再劣後のクラスにあるがプッタブル金融商品と同一の特徴を有するものではない金融商品の発行又は償還により変化する可能性がある。この状況において、契約上の取決めの外部の状況の変化は、プッタブル金融商品が資本性金融商品の分類についての IAS 第 32 号の第 16A 項から第 16B 項の要件を満たすかどうかに影響を与える。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC142 同様に、このアプローチは、契約上の取決めの外部の状況の変化が、同日現在で分類するとした場合に金融商品が金融負債又は資本性金融商品の定義を満たすかどうかに影響を与える場合には、当該金融商品の分類変更を要求することとなる。
- BC143 契約上の取決めの実質が、金融商品の存続期間中に有効となるか又は有効でなくなる契約条件によって変化する場合には、分類変更は禁止され、したがって当該金融商品が引き続き金融負債に分類される（BC132 項参照）。企業の財務諸表は、こうした金融商品に関して引き続き有用な情報を提供する。金融負債の測定は、契約上の取決めの実質の変化を反映するために更新される。そのような変化は決済条件の性質、時期及び金額に影響を与える可能性が高いからである。償却原価が実際の及び改訂後の契約上のキャッシュ・フローの見積りを反映するように更新されるか、それとも公正価値がそうした見積りについて更新されるかのいずれかとなる。時の経過により有効となるか又は有効でなくなる契約条件に関して提案している開示要求も適用される（BC219 項参照）。

### 提案している分類変更アプローチ

- BC144 当審議会は、BC135 項(b)のアプローチの概念上の観点からの利点に留意した。具体的には次のようになる。
- (a) 各報告日現在の契約上の取決めの実質を忠実に表現する。「概念フレームワーク」の 2.12 項は、有用であるためには、財務情報は目的適合性のある情報を表現しなければならないだけでなく、表現しようとしている現象の実質も忠実に表現しなければならないと説明している。
  - (b) 残りの期限未了の条件と同様の条件で報告日に新規に発行されたとした場合に、当該金融商品がどのように分類されるのかを反映する。したがって、分類変更される金融商品に類似した要素を有する金融商品を発行した企業は、比較可能な情報を財務諸表利用者に提供することとなる。
- BC145 しかし、当審議会は、当該アプローチは財務諸表の作成者にとってのコスト及び複雑性を増大させるであろうことに留意した。企業が各報告日に金融商品が分類変更されるかどうかを評価しなければならないからである。この分類の評価は、契約上の取決めの外部の状況の変化（機能通貨の変化又は子会社に対する支配の変動など）に関しては、そうした変化は頻繁には発生しないので、比較的単純明快である可能性がある。他方、時の経過により有効になるか又は有効でなくなる契約条件は、企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブ契約及び転換社債では一般的である。そのような金融商品は、各報告期間においてさまざまな契約条件をモニタリング又は追跡することが必要となり、作成者にとって負担となる可能性がある。
- BC146 さらに、当審議会の見解では、契約上の取決めの実質の変化のすべての種類について金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類変更する要求を導入することは、IAS 第 32 号の要求事項の明確化の範囲を超えることになる。本項及び BC145 項に述べた理由により、当審議会は BC135 項(b)のアプローチを提案しないと結論を下した。



BC147 当審議会は、BC135 項(a)のアプローチを提案しないという結論も下した。企業が発行した金融商品に関して財務諸表利用者に提供される情報を改善することにならないからである。

BC148 その代わりに、当審議会は BC135 項(c)のアプローチを提案することを決定した。これは、本プロジェクトの範囲を考慮に入れるとともに、財務諸表利用者にとっての便益と作成者にとってのコストとの適切なバランスを提供する。例えば、BC135 項(c)のアプローチは次のような結果となるであろう。

(a) 契約上の取決めの実質が契約上の取決めの外部の状況の変化により変化した場合に、金融商品を分類変更することを企業に要求する。したがって、このアプローチは、BC135 項(b)のアプローチの概念上の利点の一部を有しており、こうした状況において BC135 項(a)のアプローチとの比較でより有用な情報を財務諸表利用者へ提供する。

(b) 特定の分類結果を達成するために契約の条件を操作することによる機会主義的な分類変更のリスクを減少させる。

(c) 作成者にとって過度に負担とはならないと見込まれる。分類変更が限定的な状況においてのみ要求されるからである。

(d) IAS 第 32 号の大幅な変更を導入するものと見られる余地があるが、BC135 項(b)のアプローチよりは大幅ではない。

BC149 当審議会は、BC135 項(c)のアプローチが、金融資産の管理についての事業モデルの変更がある場合の金融資産の分類変更について IFRS 第 9 号で用いられているアプローチと整合的であることにも留意した。IFRS 第 9 号は分類変更の「混合モデル」を有している。すなわち、契約上のキャッシュ・フロー特性が変化する場合 (BC130 項(a)で論じた時の経過による変化に類似している) の金融資産の分類変更を禁止しているが、事業モデルが契約の外部の変化により変化する場合 (BC130 項(b)に記述した変化に類似している) には分類変更を要求している。

#### 分類変更の時期

BC150 当審議会は、金融商品が金融負債又は資本性金融商品に分類変更される日について検討した。当審議会は、次の日における分類変更を検討した。

(a) 状況の変化が生じた期間の後の最初の報告期間の期首 (BC151 項から BC152 項)

(b) 状況の変化が生じた報告期間の末日 (BC153 項)

(c) 状況の変化の日 (BC154 項及び BC156 項)

(d) 状況の変化の日が決定可能である場合はその日、決定可能でない場合は報告期間の末日 (BC155 項)

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC151 第1のアプローチ (BC150 項(a)に記述) は、IFRS 第9号において測定目的で金融資産の分類変更について適用されるアプローチと整合的である。このアプローチは、企業が適用することが単純でもある。例えば、報告期間中の金融商品の分類変更が認識及び測定に与える影響及び状況の変化の日を決済するにあたって考えられる実務上の困難を避けることになる。
- BC152 しかし、当審議会は、このアプローチは報告の頻度に依存することになり、状況の変化が生じた報告期間の末日現在の企業の財政状態計算書が報告日現在の契約上の取決めの実質を忠実に表現しないことを意味すると考えた。金融商品を金融負債又は資本性金融商品のいずれかに分類変更することは、企業の財政状態計算書の構成に（したがって、財務諸表全体の理解可能性にも）著しく影響を与える。また、企業の金融負債及び資本に基づく純債務及びその他の比率などの計算にも影響を与える。したがって、当審議会は BC150 項(a)のアプローチを提案しないことを決定した。
- BC153 他の3つのアプローチ (BC150 項(b)から(d)) は、すべて企業の財政状態計算書が報告日現在の契約上の取決めの実質を忠実に表現する結果となる。それらのアプローチを比較するにあたり、当審議会は、報告期間の末日現在での分類変更が最も単純で企業が適用するためのコストが最も低いことに留意した。例えば、報告期間中の金融商品の分類変更が認識及び測定に与える影響（部分的な期間についての金利費用の計算など）及び状況の変化の日の決定にあたっての実務上の困難が避けられる。しかし、このようなアプローチを適用とした場合、分類変更の時期が報告の頻度に依存することとなる。さらに、こうしたアプローチは IAS 第32号における具体的な分類変更の要求事項（プッタブル金融商品及び清算時にのみ企業の純資産に対する比例的持分を他者に引き渡す義務を企業に課す金融商品が所定の要件を満たす場合に適用される）と不整合となる。IAS 第32号の第16E項から第16F項は、このような金融商品を当該金融商品が資本性金融商品への分類についての所定の要件を満たした（又は満たさなくなった）日から分類変更することを要求している。したがって、当審議会は BC150 項(b)のアプローチを提案しないことを決定した。
- BC154 当審議会は、状況の変更が生じた日における金融負債又は資本性金融商品の分類変更についての要求を導入とした場合に、何らかの実務上の考慮が生じるかどうかを検討した。例えば、当審議会は、状況の変化の日の決定が場合によっては困難となるかどうかを検討した。本プロジェクトの間に実施したリサーチが示すところでは、分類変更を生じさせる状況の変化を伴う最も一般的な状況は、IAS 第32号の第16項(b)(ii)における固定対固定の条件<sup>2</sup>を適用する際にデリバティブの分類に影響を与える企業の機能通貨又はグループ構造の変化である。両方の場合において、状況の変化の日の決定が単純明快でない可能性はあるが、企業は他の適用される IFRS 会計基準書に準拠するために、その日を決定しなければならない。IAS 第21号「外国為替レート変動の影響」の第35項は、機能通貨の変更を当該変更の日から会計処理することを企業に要求してい

<sup>2</sup> 固定対固定の条件についての議論は BC31 項から BC61 項参照。

る。同様に、IFRS第10号の第20項は、子会社に対する支配を獲得（又は喪失）した日から当該子会社を連結する（又は連結を終了する）ことを企業に要求している。したがって、企業がIAS第21号又はIFRS第10号の適用において決定する日を、分類がその状況の変化の影響を受ける金融商品を分類することについても企業が使用できる。

BC155 当審議会は、BC150項(d)のアプローチ（状況の変化の日が決定可能である場合はその日、決定可能でない場合は報告期間の末日現在で分類変更を要求する）を検討したが、棄却した。このアプローチを適用する場合、報告期間の末日現在での分類変更が、企業が状況の変化の日を決定できない場合の「安全装置」と表現されることになる。「安全装置」を認めることはあまりに主観的となり、そうしたアプローチを用いて実務における一貫した適用を達成することは困難であろう。

BC156 したがって、当審議会はBC150項(c)のアプローチを提案し、状況の変化が金融商品の分類に影響を与える日から、当該金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類変更することを企業に要求するとしている。このアプローチは、財務諸表利用者が報告期間全体（報告日現在を含む）を通じて契約上の取決めの実質を忠実に表現する情報を受け取ること確保する。このアプローチは、IAS第32号の第16F項の要求事項とも整合的である。

#### 分類変更時の測定

BC157 金融商品が分類変更される場合に、企業が当該金融商品を分類変更日現在の公正価値に再測定して利得又は損失を純損益に認識することとなるのかどうかに関して疑問が生じる。当審議会は次のことを検討した。

(a) 金融負債に分類変更した資本性金融商品（BC158項からBC160項）

(b) 資本性金融商品に分類変更した金融負債（BC161項からBC164項）

#### 金融負債に分類変更した資本性金融商品

BC158 資本性金融商品に分類された金融商品が金融負債に分類変更される場合、当該分類変更は実務上、以下に類似するものとして扱われる。

(a) 資本性金融商品の取消し（IAS第32号の第33項で要求しているように、利得又は損失を純損益に認識しない）

(b) 金融負債の当初認識（IFRS第9号で要求しているように、公正価値で）

BC159 資本性金融商品を金融負債に分類変更することは、資本性金融商品の消却又は金融負債に分類される新たな金融商品の発行と同じではないが、実務において適用されるアプローチは、IAS第32号の第16F項(a)の要求事項と整合的である。同項は、特定の種類の金融商品（プッタブル金融商品など）が資本性金融商品から金融負債に分類変更される場合に適用される。これは次のことを要求している。

(a) 当該金融負債を分類変更日現在の公正価値で測定する。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

(b) 分類変更日現在の当該金融負債の公正価値と資本性金融商品の帳簿価額との差額を、当初の資本での分類に合わせて、資本に認識する。

BC160 したがって、当審議会は、資本性金融商品が金融負債に分類変更される場合、企業は当該金融負債を分類変更日現在の公正価値で測定すると結論を下した。分類変更日現在の資本性金融商品の帳簿価額と金融負債の公正価値との差額は、資本に認識される。

### 資本性金融商品に分類変更した金融負債

BC161 利害関係者は、金融負債に分類された金融商品が資本性金融商品に分類変更される際に、実務の多様性があると観察した。特に、

(a) 一部の企業は、IAS 第 32 号の AG32 項の要求事項（転換可能金融商品の満期時の転換を扱っている）に従っている。これらの企業は、当該金融商品を分類変更日現在の公正価値で再測定しない。その代わりに、当該金融負債の帳簿価額を資本に移し、利得又は損失を純損益に認識しない。

(b) 他の企業は、IFRIC 第 19 号「資本性金融商品による金融負債の消滅」の要求事項（「デット・エクイティ・スワップ」と呼ばれることのある取引を扱っている）に従っている。これらの企業は、当該金融商品を分類変更日現在の公正価値で再測定し、当該公正価値と金融負債の帳簿価額との差額を利得又は損失として純損益に認識する。

BC162 BC161 項(a)に記述したアプローチは、IAS 第 32 号の第 16F 項(b)の要求事項と整合的である。これは特定の種類の金融商品（プッタブル金融商品など）が金融負債から資本性金融商品に分類変更される場合に適用される。IAS 第 32 号の第 16F 項(b)は、資本性金融商品を分類変更日現在の金融負債の帳簿価額で測定することを要求している。その結果、当該金融商品の分類変更時に利得又は損失は認識されない。

BC163 BC161 項(b)に記述したアプローチは、金融負債の条件が再交渉されて企業が当該金融負債の全部又は一部を消滅させるために債権者に資本性金融商品を発行する結果となる場合に適用される会計処理を反映している。当該取引は、当該金融商品の分類変更ではなく、当初の金融商品（又はその一部分）の認識の中止及び新たに発行した金融商品の認識を伴う。

BC164 したがって、当審議会は、金融負債が資本性金融商品に分類変更される場合には、企業は当該資本性金融商品を分類変更日現在の当該金融負債の帳簿価額で測定し、分類変更時に利得又は損失を認識しないと結論を下した。

### 清算時にのみ生じる義務（永久金融商品）

BC165 当審議会は、清算時にのみ生じる義務を含んだ永久金融商品の分類について議論した。IAS 第 32 号に従って、企業はこれらの金融商品を、多くの「負債類似の特徴」はあるが、資本性金融商品に分類する。2018 年ディスカッション・ペーパーで提案された分類アプローチが IAS 第 32 号に導入されていたとした場合、これらの金融商品が少なく

とも部分的には金融負債に分類される結果となったであろう。2018年ディスカッション・ペーパーに対する多くのコメント提出者が、当該変更に対抗した。

- BC166 これらの種類の永久金融商品は、金融負債に典型的な特徴のほか、資本性金融商品に典型的な特徴を有している。投資者からのフィードバックでは、企業が財務的な困難の状況にない場合には、これらの種類の金融商品は金融負債のように振る舞うが、企業が財務的な困難の状況にある場合には資本性金融商品のように振る舞うことを示していた。例えば、固定された満期日がない金融商品に、所定の日を支払われる固定金利が付いていることがあるが、発行者が、その利払の延期又は取消しをして元本金額の返済を発行者の清算まで期限を定めずに延期する権利を有している。当該金融商品は、清算時の優先順位に関して、他のすべての発行されている金融商品（普通株式を除く）に劣後している。
- BC167 本プロジェクトの間に実施されたリサーチが示すところでは、これらの種類の金融商品についての市場は、銀行が発行したその他 Tier 1 自己資本金融商品及び企業が発行した混合金融商品の両方について、発足以降に大きく成長してきた。
- BC168 当審議会は、これらの種類の金融商品の分類を決定する前に、追加のリサーチ及び利害関係者のアウトリーチを実施した。アウトリーチは、具体的には企業の普通株式に投資する持分投資者を対象とした。その目的は、これらの種類の金融商品を金融負債に分類することが、資本性金融商品に分類するよりも投資者の情報ニーズをよりよく満たすかどうかを理解することであった。持分投資者の大半は、これらの種類の金融商品を金融負債に分類することへの選好を示したが、これらの種類の金融商品は他の金融負債と異なっており、他の資本性金融商品に類似した特徴を有していることを承知していた。妥協として、投資者は、資本への分類を維持するのであれば、財務諸表における明確な表示に追加の開示を付属させることが、投資者の情報ニーズを満たすために必要となると述べた。特に、投資者は、企業がこれらの種類の金融商品を発行しているかどうか及び発行した金融商品に対して企業が支払う利息の金額に関する透明性を必要としていると述べた。
- BC169 投資者のフィードバックと分類の変更のコストと便益の両方を考慮して、当審議会は、これらの永久金融商品の分類結果を変更しないという結論を下した。その代わりに、当審議会は、表示の要求事項（BC246 項から BC256 項）及び開示要求（BC191 項から BC241 項）を開発した際に、投資者の情報ニーズを満たすための最善の方法を検討した。

## IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案

---

### 目 的

- BC170 2018年ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックで、IFRS 第 7 号における開示要求案（企業が発行した金融負債及び資本性金融商品の契約条件に関するものを含

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

む) への全般的な支持が示された。利害関係者は、どの要素が金融商品の金融負債又は資本性金融商品への分類を生じさせるのかを理解するのが困難であることが多いことを認識した。彼らは、2018年ディスカッション・ペーパーにおける開示案を、これらの開示が金融商品についての透明性及び理解可能性を改善することを期待して歓迎した。

BC171 IFRS 第7号は、IAS 第32号の範囲に含まれる資本性金融商品又は複合金融商品の資本要素に関する具体的な開示要求を含んでいない。IAS 第32号に従って、資本性金融商品は再測定されないため、IFRS 第7号の開示目的が適用されない。発行者をIFRS 第7号のBC8項で述べている貸借対照表リスク及び損益計算書リスクに晒していないからである。

BC172 フィードバックに対応して、当審議会は本公開草案で提案しているIFRS 第7号の開示要求を開発した。これは企業の金融負債及び資本性金融商品に適用される。提案の範囲を資本性金融商品に関する開示を要求するように拡大することは、有用な情報を財務諸表利用者に提供することを意図している。すなわち、企業がどのように資金調達しているのか、企業の所有構造及び報告日現在で発行されている金融商品による所有構造の潜在的な希薄化を利用者が理解するのに役立てることである。したがって、当審議会は、IFRS 第7号の目的をそれに従って修正することを提案している。

### 範 囲

BC173 IFRS 第7号の第3項は、当該基準書をすべての企業がすべての種類の金融商品（範囲から具体的に除外されているものを除く）に適用することを要求している。IAS 第32号の第11項は、金融商品を、一方の企業にとっての金融資産と他方の企業にとっての金融負債又は資本性金融商品の双方を生じさせる契約として定義している。したがって、IFRS 第7号の第3項は、この基準書の範囲に含まれる資本性金融商品を含んでいる。

BC174 IFRS 第7号の第3項(a)は、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に連動したデリバティブが資本性金融商品の定義を満たす場合に、当該デリバティブをIFRS 第7号の範囲から具体的に除外している。BC171項で論じたように、IFRS 第7号に関する結論の根拠のBC8項は、この除外はIFRS 第7号の目的に基づくものであると説明している。IFRS 第7号の目的をBC172項で論じたように修正する場合には、そうした除外はもはや必要なくなる。当審議会は、IFRS 第7号の第3項(a)を修正して、子会社、関連会社又は共同支配企業に対する持分に連動し資本性金融商品の定義を満たすデリバティブが当該基準書の範囲から除外されないようにすることを提案している。

BC175 IFRS 第7号の第3項(e)は、IFRS 第2号が適用される株式に基づく報酬取引に基づく金融商品、契約及び義務を具体的に除外している。普通株式の潜在的な希薄化に関する開示要求案を開発した際に、当審議会は、最大希薄化には企業の普通株式で決済されるか又は決済される可能性のあるIFRS 第2号の範囲に含まれる株式に基づく報酬取引による希薄化を含めるべきであると結論を下した。したがって、当審議会は、IFRS 第7

号の第3項(e)を修正して、株式に基づく報酬取引を最大希薄化の開示要求案の対象とするようにすることを提案している。

BC176 IAS第1号の第80A項は、IAS第32号の第16A項から第16D項に従って資本性金融商品に分類することを要求される金融商品の分類変更に関する開示要求を定めており、IAS第1号の第136A項は、IAS第32号の第16A項及び第16B項に従って資本に分類されるプッタブル金融商品に関する開示要求を定めている。したがって、当審議会は、IAS第1号の第80A項及び第136A項を、編集上の変更を加えた上でIFRS第7号に移し、それに従ってIFRS第7号の範囲を修正することを提案している。当審議会は、ある種類の金融商品に固有の開示要求を金融商品の開示を扱うIFRS基準書に置く方が、IAS第1号のような全般的な表示及び開示の基準書に置くよりも良いであろうと結論を下した<sup>3</sup>。

## 財政状態及び業績に対する金融商品の重大性

### 財政状態計算書

#### 分類変更

BC177 当審議会は、IAS第32号に、契約上の取決めの外部の状況の変化により契約上の取決めの実質が変化する場合を除いて分類変更を禁止する全般的な要求事項を追加することを提案している。この提案は、すでにIAS第32号で要求している分類変更（例えば、プッタブル金融商品及び清算時にのみ企業の純資産に対する比例的持分を引き渡す義務に関しての具体的な分類変更の要求事項）には影響を与えない。

BC178 当審議会は、財務諸表利用者が分類変更の理由及びそれが測定に与える影響（もしあれば）についての理解を改善するのを助ける上で開示が重要であることも認識した。したがって、当審議会は、プッタブル金融商品及び清算時にのみ企業の純資産に対する比例的持分を引き渡す義務の分類変更に関してのIAS第1号の第80A項の開示要求をIFRS第7号に移すことを決定した。また、第80A項を拡大して、契約上の取決めの外部の状況の変化による契約上の取決めの実質の変化がある場合の分類変更を扱うようにすることも決定した。企業は金融負債又は資本に又はそれらから分類変更した金額、並びに当該分類変更の時期及び理由を開示することを要求される。

#### 複合金融商品

BC179 当審議会は、金融商品の分類の原因となった契約条件の開示に関する要求事項の提案についての議論を行う一方で、金融商品の契約条件のうち当初認識時の分類を独立した負債部分及び資本部分を有する複合金融商品に決定するものを、開示しなければならないと提案することも決定した。

<sup>3</sup> IAS第1号「財務諸表の表示」の第80A項及び第136A項の開示要求は、編集上の変更を加えた上で、それぞれIFRS第7号の第12E項及び第30I項に移された。[IFRS第18号「全般的な表示及び開示」]に同じ修正案を含める。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

BC180 固定利付の強制転換可能債券などの複合金融商品について、当審議会は、当該金融商品が当初認識される報告期間において当初に負債部分及び資本部分に配分した金額の開示を要求することを提案している。この情報は、分離後には、各部分が複合金融商品の一部であることが必ずしも明確ではないので、財務諸表利用者にとって有用となる。

### 包括利益計算書

#### 収益、費用、利得又は損失の項目

BC181 当審議会は、IFRS 第 9 号に従って純損益を通じて公正価値で事後測定される一部の金融負債に関する懸念について議論した。利害関係者は、当該金融負債が発行企業の業績又は純資産の変動により変動する金額を保有者に支払う契約上の義務を含んでいる場合に、当該金融負債の帳簿価額の変動を純損益に認識することを疑問視した。利害関係者は、企業の業績が低調な場合に公正価値利得が認識され、企業の業績が好調な場合に公正価値損失が認識されるとコメントした。当審議会は、当該変動をその他の包括利益に認識することは IAS 第 32 号の要求事項の根本的な変更となり、「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトの範囲外であると考えた。

BC182 当審議会は、表示の要求事項に変更を加えないことを決定した。2018 年ディスカッション・ペーパーに対するコメント提出者の間で、財政状態計算書又は包括利益計算書のいずれかにおける区分表示についての見解が分かれているからである。さらに、当審議会は、IAS 第 1 号における諸原則及び要求事項が、特定の種類の金融負債及びそれらに関連する利得又は損失を基本財務諸表において区分して表示するかどうかを企業が決定するための適切な基礎を提供している（また、IASB の基本財務諸表プロジェクトの最終確定後に適用される要求事項が提供するであろう）と考えた。この決定のもう 1 つの理由は、発行企業の業績又は純資産の変動により変動する金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債が、「資本類似の特徴」を有する金融負債（IFRS 第 7 号の B5E 項から B5F 項 [案] に含まれている提案を参照）の一例であり、契約条件に関する開示の提案（IFRS 第 7 号の第 30D 項 [案] に含まれている提案を参照）の範囲に含まれることであった。2018 年ディスカッション・ペーパーは、これらの種類の金融負債について、公正価値で償還可能な株式や主契約である負債性金融商品に組み込まれた株式に連動する利息又は元本の支払などの例に言及していた。

BC183 当審議会は、このような金融負債は一般的に純損益を通じて公正価値で測定されることとなると結論を下した。当該金融負債は通常、次のいずれかであるからである。

- (a) 独立のデリバティブ金融負債
- (b) 主契約である金融負債に密接に関連しない組込デリバティブであり、分離される
- (c) 全体が純損益を通じて公正価値で測定する指定をした混合契約（当該契約が、当該指定をしない場合には分離しなければならない 1 つ又は複数の組込デリバティブを含んでいるため）



- BC184 当審議会の見解では、これらの金融商品のいずれかが償却原価で測定される場合、2023年公開草案「金融商品の分類及び測定の見直し」で提案された開示要求（当該公開草案におけるIFRS第7号の修正案の第20B項及び第20C項参照）が、財務諸表利用者が必要とする情報を提供する。したがって、本公開草案で提案している追加の開示要求は、金融負債のうち、企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う義務を含んでいて、強制的に純損益を通じて公正価値で測定されるか又はそのように指定されている金融負債に関するものである。
- BC185 IFRS第7号の第20項(a)(i)に従って、企業は、純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債に係る正味の利得又は損失を、強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融負債（例えば、IFRS第9号における「売買目的保有」の定義を満たす金融負債）に係る正味の利得又は損失と区分して表示又は開示する。純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債について、企業は「自己の信用リスク」に関してその他の包括利益に表示した利得又は損失の金額を、純損益に認識した金額と区分して開示する。
- BC186 当審議会は、純損益を通じて公正価値で測定する指定をした金融負債及び強制的に純損益を通じて公正価値で測定される金融負債をさらに分解することを提案している。これらの提案では、発行企業の業績又は純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んでいる金融負債について、企業は各報告期間においてこれらの金融負債について認識した利得又は損失を、その他の金融負債に係る利得又は損失と区分して開示することを要求される。当審議会の見解では、この情報は発行企業の業績又は純資産の変動に関する変動が純損益に与える影響を財務諸表利用者が理解するのに役立つであろう。また、これらの利得又は損失を他の種類の金融負債から生じた収益及び費用と区別することにも役立つであろう。当審議会は、IFRS第7号の第30D項及びB5E項からB5F項〔案〕で論じた「負債類似及び資本類似の特徴」に関する開示案とともに、これらの開示はより有用な情報を財務諸表利用者に提供すると見込まれると結論を下した。
- BC187 しかし、一部の審議会メンバーは、提案している要求事項が要求事項の重複に見えると考え、提案している開示要求がIAS第32号の第41項の要求事項とどのように関連するのかを疑問視した。
- BC188 当審議会は、IAS第32号の第41項の第2文はIAS第1号の第85項における要求を指していると考えた。これは、純損益及びその他の包括利益を表示する計算書における追加的な科目、見出し及び小計の表示を、この情報が企業の財務業績の理解に目的適合性がある場合に要求している。
- BC189 当審議会は、提案している開示要求の範囲がIAS第32号の第41項とは異なると結論を下した。提案している開示は、発行企業の業績又は純資産の変動により変動する金額を支払う義務を含んでいる金融負債の公正価値測定の変動に関するものである。IAS第32号の第41項はより幅広い対象に関するものである。たとえ当該金融商品が保有者に企業の資産に対する残余持分に対する権利を与えている場合であっても、金融負債の帳

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

簿価額の変動から生じる利得及び損失に言及しているからである。例えば、償却原価で事後測定される金融負債、発行企業の業績によって変動しない義務を含んでいる金融負債及び企業の資産に対する残余持分に対する保有者の権利を含んでいない金融負債に適用される。したがって、提案している開示要求は IAS 第 32 号の第 41 項における要求の重複ではない。それでも、当審議会は、要求事項の重複という認識を避けるため、同項の第 2 文を削除することを提案している。

### その他の開示

BC190 2018 年ディスカッション・ペーパーは、企業が発行した金融商品についての開示要求の拡充を提案していた。利害関係者（特に財務諸表利用者）は、これらの提案をおおむね支持した。当審議会は、ディスカッション・ペーパーに対するフィードバック、追加のアウトリーチ活動からのフィードバック及び他のリサーチ発見事項を考慮に入れて、これらの提案を精緻化した。当審議会は、以下に関する分類及び表示のトピックに関する審議に基づいて、追加の開示要求も提案している。

- (a) 金融商品から生じる清算時の請求権の性質及び優先順位（BC191 項から BC201 項）
- (b) 金融商品の契約条件（BC202 項から BC219 項）
- (c) 普通株式の潜在的な希薄化（BC220 項から BC241 項）
- (d) 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品（BC243 項）

### 金融商品から生じる清算時の請求権の性質及び優先順位

BC191 企業は、事業活動を賄い資産を取得するための資金を調達する際に、負債性金融商品若しくは資本性金融商品のいずれか又はその両方の組合せを発行する。当審議会は、歴史的に、企業の負債資本比率の理解が、企業がどのように資金提供されたかの分析の中核部分であったと考えた。しかし、現在は多くの企業が、金融負債と資本性金融商品の特徴を組み合わせ、様々なレベルの劣後性がある複雑な金融商品で資金提供されている。

BC192 この金融技術革新は、様々な種類の金融商品保有者の間でリスク及びリターンを分配する新しい方法を生じさせている。財務諸表利用者は、企業に対するこれらの請求権の性質を評価し、請求権が企業の流動性及び支払能力に与える影響を理解するのに役立つためのより多くの情報を要望した。当該フィードバックは、企業の資金調達構造に関するより良い透明性のより高い情報に対する全般的なニーズを強調した。

BC193 企業の資金調達構造に関するより良い透明性のより高い情報に対する全般的なニーズに対処するため、当審議会は次のことを検討した。

- (a) 提案する開示要求の範囲（BC194 項から BC196 項）
- (b) どのような情報を開示することが要求されるか（BC197 項から BC201 項）

## 提案する開示要求の範囲

- BC194 当審議会は、IFRS 会計基準は「資金調達構造」、「資本構造」又は「自己資本」を定義していないと考えた。例えば、IAS 第 1 号は、自己資本の管理についての企業の目的、方針及びプロセスを財務諸表利用者が評価するのに役立つための情報の開示を要求しているが、「自己資本」が何を意味するのかは定義していない。その代わりに、IAS 第 1 号の第 134 項から第 136 項は、企業が何を自己資本として管理するのかに基づいて情報を開示することを要求している。
- BC195 当審議会は、「資本構造」の定義の開発は問題を生じ有用でない可能性があると考えた。例えば、「資本構造」という用語は、一般的には企業が全体的な事業活動の長期的な資金調達として使用する負債と資本の特定の組合せを指すために用いられる。しかし、特定の種類の資金調達が長期なのか短期なのかが明確でない場合がある。閾値（報告日後 12 か月以内に返済しない資金調達源など）を導入することは、企業の資本構造の一部であるすべての資金調達源を適切に捕捉しない可能性がある。例えば、要求払又は 12 か月以内に返済される一部の金融商品が、重要又は経常的な資金調達源である可能性がある。
- BC196 「資本構造」の定義を開発する代わりに、当審議会は、これらの開示要求を IAS 第 32 号の範囲に含まれるすべての金融負債及び資本性金融商品に適用することを提案している。このアプローチは、企業が適用するのが単純であり、提供される情報が完全で報告期間ごと及び類似した種類の金融商品を有する企業間で比較可能となることを確保するのに役立つであろう。

## どのような情報を開示することを要求されるか

- BC197 当審議会は、企業の資産に対する請求権及び当該請求権が企業の流動性及び支払能力にどのように影響を与えるのかを財務諸表利用者が理解するには、企業に対する異なるクラスの請求権に関する分解された情報を企業が開示する必要があると考えた。
- BC198 当審議会はまた、分解の適切なレベルは種類の異なる企業間、あるいは類似した企業間であっても、発行している金融商品の性質、種類及び複雑性に応じて異なるであろうと考えた。例えば、銀行及びその他の金融機関について、請求権を損失吸収能力に基づいて区分することは、情報が規制上の目的で報告される方法と整合的で、情報作成のコストを最小限にしつつ、より有用な情報が財務諸表利用者に提供される可能性がある。しかし、規制上の目的に使用されている区分に追加される区分が、IAS 第 32 号の範囲に含まれる企業に対するすべての請求権のすべての関連性のある特徴を捕捉するために必要となる可能性がある。
- BC199 したがって、当審議会は、分解の適切なレベルは企業に対する請求権の性質及び優先順位を決定し影響を与える要因（例えば、劣後、担保化及び損失吸収能力）に応じて決まると考えた。当審議会は、企業は開示の目的で請求権を区分する方法を決定する際に判断を適用する必要があると結論を下した。しかし、一定レベルの比較可能性を確保し財

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

務諸表利用者のニーズを満たすため、当審議会は、最低限、企業が請求権を担保化、契約上の劣後関係に基づいて、また、連結財務諸表においては、請求権を発行したのが親会社なのか子会社なのかにも基づいて、分解することを提案することを決定した。具体的には、

(a) 企業の個別財務諸表及び連結財務諸表において、企業は以下の区別をしなければならない。

- (i) 担保（保証）付の金融商品と無担保（無保証）の金融商品
- (ii) 契約で劣後している金融商品と劣後していない金融商品

(b) 連結財務諸表において、企業は以下の区別をしなければならない。

- (i) 親会社が発行した金融商品
- (ii) 子会社が発行した金融商品（非支配持分の金額を含む）

BC200 作成者への負担及び複雑な企業グループが開示しなければならない可能性のある情報の量に関しての利害関係者の懸念を考慮するにあたり、当審議会は、連結財務諸表の目的上、BC199 項に記述した情報は、個々の金融商品の相対的な順位を個々の企業レベルで開示することや、グループ全体が清算されるシナリオを仮定することをグループに要求するものではないと決定した。その代わりに、請求権は、グループのどのメンバーが当該金融商品を発行したのかに関係なく、金融商品の契約上の特性を基礎とする。例えば、劣後債務は、グループ全体が清算されたとした場合に個々の請求権が決済される順序には関係なく、契約上劣後している債務を指す。同様に、契約上劣後していないすべての営業債務は、「劣後していない」の区分に含まれる。

BC201 BC199 項(b)で提案している開示要求を満たすため、企業グループは親会社が発行した金融商品と子会社が発行した金融商品を区別しなければならない。当審議会は、この要求は金融商品を発行したのが親会社なのか子会社なのかを知りたいと望んだ連結財務諸表の利用者からのフィードバックに対応していると考えている。しかし、過剰な開示及び財務諸表の作成者にとっての潜在的に不利なコストを避けるため、当審議会は、個々の子会社のそれぞれが発行した金融負債、又は個々の子会社のそれぞれに対する非支配持分に関しての区分開示を行うことをグループに求める要求は導入しないことを決定した。

### 契約条件

BC202 財務諸表利用者は、複雑な金融商品から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に契約条件がどのように影響を与えるのかに関するより多くの情報を、企業が発行した金融負債と資本の両方の特徴とともに、要望した。彼らは具体的には次の契約条件に関してより多くの情報を必要としている。

- (a) 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件（BC203 項から BC215 項）。これにはそうした金融商品の清算時の優先順位を示す契約条件が含まれる（BC216 項から BC218 項）。
- (b) 時の経過の影響を受ける契約条件（BC219 項）
- (c) 複合金融商品の契約条件（BC179 項から BC180 項）

## 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品

### 金融負債及び資本の特徴

BC203 金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品は、典型的な金融負債及び資本性金融商品とは異なる要素を有していることが多い。例えば、ある金融商品は金融負債に分類されるが当該金融商品から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性は資本性金融商品に類似している場合がある。財務諸表利用者は、次のことをよりよく理解するために、これらの金融商品に関するより多くの情報を必要としていると述べた。

- (a) これらの金融商品の性質及び特徴のうち、分類のみでは捕捉されないもの
- (b) これらの金融商品から生じるキャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性
- (c) 金融負債又は資本性金融商品への分類の理由

BC204 当審議会は、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の契約条件に関する開示は、BC203 項に示した利用者の情報ニーズを満たすと考えた。IFRS 第 7 号の開示要求は、それらの契約条件に関する情報（企業の満期分析又はリスク開示に含まれている情報など）を求めている。しかし、それらの開示要求は、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品に具体的に焦点を当ててはおらず、当該金融商品の契約条件のすべての関連性のある側面を捕捉してはいない。

BC205 したがって、当審議会は、これらの種類の金融商品について、金融商品が金融負債又は資本性金融商品のいずれに分類されるのかを決定する当該金融商品の契約条件に関する情報を開示することを企業に要求すべきであると結論を下した。さらに、企業は次のことを開示することを要求される。

- (a) 資本性金融商品に分類した金融商品についての「負債類似の特徴」（BC208 項から BC211 項）
- (b) 金融負債に分類した金融商品についての「資本類似の特徴」（BC212 項から BC215 項）

BC206 当審議会は、企業自身の資本性金融商品に係るすべての独立のデリバティブ契約を、これらの開示要求から除外した。この除外の理由は次のとおりである。

- (a) 固定対固定の条件（IAS 第 32 号の第 22 項の修正案参照）及び本公開草案における明確化のための原則の提案を考慮すると、当審議会は多くの資本に分類されるデリ

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

バティブが負債類似の特徴を有することはないと見込んでいる。負債類似の特徴を有する資本に分類されるデリバティブの顕著な一例は、外貨建の株主割当発行である。当審議会は、財務諸表利用者がこのような金融商品に関してより多くの情報を要求していることを示唆する証拠を発見していない。その他の資本に分類されるデリバティブが負債類似の特徴を有する可能性は低いので、当審議会は追加の開示要求を提案していない。

- (b) 自社の資本に係るデリバティブは、固定対固定の条件を満たさない場合には、金融資産又は金融負債のいずれかに分類される可能性がある。したがって、当審議会は、提案の範囲に、企業自身の資本性金融商品に係るデリバティブのうち資本類似の特徴を有する金融負債に分類されるものを含めるべきかどうかを検討した。当審議会はこれを含めないことを決定した。提案している潜在的な希薄化の開示が、企業自身の資本で決済されるか又は決済される可能性のある金融商品（企業自身の株式で決済されるデリバティブ負債を含む）に関する情報を要求するからである。これらのデリバティブ負債における最も重要な資本類似の特徴は、自社の資本性金融商品での決済であり、これは提案している潜在的な希薄化の開示でカバーされる。

BC207 当審議会は、負債類似及び資本類似の特徴の開示には、これらの特徴が企業のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするために定量的情報と定性的情報の両方が含まれる旨を明確化することを提案している。IFRS 第 7 号に付属する適用ガイダンスの IG14E 項 [案] における設例が、これらの提案を例示している。

### 負債類似の特徴を有する資本性金融商品

BC208 当審議会は、金融商品が資本性金融商品に分類されるが負債類似の特徴を有している場合に、当該金融商品の契約条件に関する情報を開示することを企業に要求すべきであると結論を下した。この結論に至るにあたり、当審議会は、資本性金融商品に分類される金融商品が負債類似の特徴を有すると見ることができると判断した。

BC209 典型的な負債性金融商品（プレインバニラ債券など）から生じるキャッシュ・フローは、通常は元本及び利息の返済で構成される。当該キャッシュ・フローは、固定金額又は市場金利に基づいて決定可能な金額であり、所定の日に支払われる。

BC210 当審議会の結論では、資本性金融商品は、その契約条件が金融商品保有者への固定金額又は市場金利に基づいて決定可能な金額の支払を所定の日に生じさせる可能性がある場合には、負債類似の特徴を有する。企業はこれらの支払を回避する（又は清算まで支払を延期する）契約上の権利を有している（それにより、当該金融商品が資本性金融商品に分類される）が、当該金融商品から生じるキャッシュ・フローの金額及び時期は、典型的な金融負債に類似している。

BC211 一部の金融商品は、企業が金融商品保有者に現金を引き渡す（又は他の方法で当該金融商品が金融負債となる方法で決済する）契約上の義務を含んでいないために、資本性金

融商品に分類される。しかし、そうすることへの選好を生じさせる契約条件を含んでいる。例えば、ある永久金融商品は「配当ストッパー」を含むことがあり、それにより企業は永久金融商品に対するすべての未決済の利払を支払っていない限りは普通株式に対する配当を支払うことができない。当審議会の結論では、このような契約条件を有する金融商品は、負債類似の特徴も有している。

#### **資本類似の特徴を有する金融負債**

- BC212 当審議会は、金融負債に分類される金融商品が資本類似の特徴を有している場合に、当該金融商品の契約条件に関する情報を開示することを企業に要求すべきであると結論を下した。この結論に至るにあたり、当審議会は、金融負債に分類される金融商品が資本類似の特徴を有すると見ることができる状況を検討した。
- BC213 資本性金融商品は、企業のすべての負債を控除した後の企業の資産に対する残余持分を表す。通常、持分保有者が受け取る資本性金融商品のキャッシュ・フローは、その残余の性質を反映する。例えば、普通株主への分配は、通常は固定金額（又は市場金利に基づいて決定可能な金額）ではない。むしろ、分配は企業の財務業績及び企業の経済的資源のその他の変動に応じて決まる。さらに、そのような分配は所定の日に支払われるのではなく、企業の裁量に従う。分配は清算まで延期される可能性があり、その時点で普通株主に対する分配は企業の資産に対する他の請求権が決済された後にのみ行われる。
- BC214 当審議会の見解では、金融負債に分類される金融商品は、その契約条件により、金融商品に対して、固定金額（又は市場金利に基づいて決定可能な金額）ではないか又は所定の日に発生しない可能性があるかのいずれかである支払を生じさせる可能性がある場合に、資本類似の特徴を有する。
- BC215 当審議会の見解では、金融商品の決済を企業自身の資本性金融商品を金融商品保有者に引き渡すことによって行うことを企業に認めているか又は企業がそのようにして決済する契約上の義務を含んでいるかのいずれかの金融負債も、資本類似の特徴を有する。

#### **清算時の優先順位**

- BC216 財務諸表利用者は、発行企業の清算時における金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の優先順位に関するより多くの情報を要望した。フィードバックでは、企業の資金調達構造に関するより良い透明性のより高い情報に対する一般的なニーズに加えて、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の清算時における優先順位に関するより多くの情報に対する具体的なニーズがあることが強調された。
- BC217 金融負債に分類され資本類似の特徴を有さない金融商品（優先債券など）又は負債類似の特徴を有さない資本性金融商品（普通株式など）の清算時における優先順位は、通常は明確である。しかし、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の清算時における優先順位は不明確な場合がある。このため、財務諸表利用者は、企業が清算する場合に、金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品に係るリスク及びリターンを理解するために、より多くの情報を必要としていると述べた。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

BC218 利用者の情報ニーズに対処するため、当審議会は、企業の清算時における金融負債と資本の両方の特徴を有する金融商品の各クラスの優先順位に関する情報の開示を要求することを提案している。その開示には以下に関する情報が含まれる。

- (a) 当該金融商品の契約条件のうち清算時の優先順位を示すもの
- (b) 当該金融商品の清算時における優先順位を変化させる可能性のある契約条件
- (c) 関連する法律又は規則が清算時におけるあるクラスの金融商品の優先順位にどのような影響を与えるかについて、重大な不確実性があるケース。契約には、一般的に企業の清算時における金融商品の優先順位に影響を与える可能性のある法律又は規則に関する警告が含まれている。しかし、そのような警告の存在に関する一般的な記述が財務諸表利用者には有用である可能性は低い。したがって、当審議会は、関連する法律又は規則が企業の清算時における当該金融商品の優先順位に与える影響に関して重大な不確実性を生じさせている場合にのみ、開示を要求することを提案している。
- (d) あるクラスの金融商品の中の一部の金融商品の契約上の劣後が、同じクラスのなかの他の金融商品と異なっているケース。例えば、一部の劣後債券は、他の劣後債券よりも下位である場合がある。当審議会は、個々の金融商品又は金融商品のトランシェの相対的な順位を分析して開示することを企業に要求しないことを決定した。この情報は一部の財務諸表利用者には有用となる可能性はあるが、このような開示は開示の負担に関する懸念を生じさせる可能性があり、財務諸表利用者にとっての便益を上回るコストを作成者に生じさせる可能性がある。したがって、当審議会は、あるクラスの金融商品の中に異なるレベルの契約上の劣後が存在する場合にのみ開示を要求することを提案している。このような開示は、当該情報に関心のある投資者に注意を促し、投資者はそれから基礎となる文書（当該金融商品の発行についての目論見書など）のレビューによってさらに分析するかどうかを決定できる。
- (e) 金融商品を発行した企業の清算時における当該金融商品の優先順位に影響を与える可能性のあるグループ内の取決め（保証など）

### 時の経過

BC219 当審議会は、時の経過による変化は金融商品の分類変更を生じさせないと結論を下した（IAS 第 32 号の第 32B 項 [案] 参照）。しかし、時の経過により有効となるか又は有効でなくなる金融負債の契約条件を開示することを企業に要求することは、これらの種類の金融商品のキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性並びにその他の特徴を財務諸表利用者が理解するのに役立つと考えた。

### 普通株式の潜在的な希薄化

BC220 フィードバックの中で、財務諸表利用者は、普通株式で決済される可能性のある金融商品（転換社債や自社の資本性金融商品に係るデリバティブなど）から生じる普通株式の



最大の潜在的希薄化を評価するのに役立つために、より多くの情報を必要としていると述べた。当該情報は、企業がリターンを普通株主にどのように分配するか、企業が過去に営業活動の資金をどのようにして調達したのか、報告日現在で発行されている金融商品を決済する際に企業の所有構造が将来においてどのように変化する可能性があるのかを財務諸表利用者が評価するのに役立つ。このような潜在的希薄化に関する情報は、企業の普通株式に対する投資者及び潜在的な投資者にとって有用である。

BC221 IAS 第 33 号「1 株当たり利益」を適用している企業は、希薄化後 1 株当たり利益に関する情報を開示する際に、普通株式の潜在的希薄化に関する一定の情報をすでに提供している<sup>4</sup>。提案している開示要求は、IAS 第 33 号がすでに要求している情報を繰り返すか又は置き換えることを意図したものではない。提案している要求事項は、IAS 第 33 号とは異なる目的を果たし、異なる計算を示すものとなる。特に、

(a) 提案している開示要求の目的は、報告日現在で発行されている金融商品の決済による発行済普通株式数の潜在的な増加から生じる可能性のある普通株式の最大の潜在的希薄化を財務諸表利用者が評価するのに役立つことである。これと対照的に、希薄化後 1 株当たり利益は業績指標である。IAS 第 33 号の第 32 項に記述されているその目的は、当該報告期間にわたる企業の業績に対する各普通株式の持分の測定値を、当該期間中に残存している希薄化効果を有する潜在的普通株式の影響を考慮に入れるための規定された方法論で提供することである。

(b) 希薄化後 1 株当たり利益の計算とは異なり、普通株式の最大の潜在的希薄化の計算は、当該金融商品が発行中の期間についてのウェイト付けはせず、異なる仮定を用いる。例えば、希薄化後 1 株当たり利益の計算は、報告日現在で希薄化効果を有している場合に（かつその範囲で）のみ潜在的普通株式を含める。これと対照的に、普通株式の最大希薄化の計算（BC227 項から BC230 項で論じる）には、報告日現在で希薄化効果を有していないものを含めて、すべての潜在的普通株式を含める。

BC222 それでも、IAS 第 33 号を適用している企業は、普通株式の最大の潜在的希薄化に関して提案している開示を作成する際にすでに収集している情報の一部を使用することができる。当審議会は、提案している情報は複雑ではなく企業が提供するためのコストが高くはないであろうと予想している。IAS 第 33 号を適用していない企業は潜在的希薄化に関してすでに収集した情報がない場合があるが、当審議会は、提案している開示要求を開発する際に当該要因を考慮に入れた。

BC223 提案している開示要求は以下に関するものである。

(a) 報告期間の末日現在で存在している潜在的普通株式の各クラスについて企業が引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式（BC225 項から BC235 項）

<sup>4</sup> 大まかに言えば、IAS 第 33 号「1 株当たり利益」は普通株式が公開市場で売買されている企業（又は企業が普通株式を公開市場で発行する過程にある場合）に適用される。IAS 第 33 号の範囲に関する詳細な情報については IAS 第 33 号の第 2 項参照。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- (b) 企業の普通株式を買い戻す契約及びその他のコミットメント。普通株式を買い戻す義務は普通株式の潜在的希薄化を減少させるので、企業が買い戻す可能性のある株式の最低数の計算は最大希薄化に関連性がある（BC236 項から BC239 項）<sup>5</sup>。
- (c) 開示された情報に前報告期間から重大な変更があった場合（BC240 項から BC241 項）

BC224 当審議会は、提案している開示は、普通株式の最大の潜在的希薄化の全体的な理解を伝えるために、（可能な範囲で）表形式で表示するのが最善であろうと結論を下した。

### 引き渡す追加の普通株式

BC225 普通株式の最大の潜在的希薄化を利用者が評価するのに役立つため、当審議会は、企業が報告期間の末日現在で存在している潜在的普通株式の各クラスについて引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数を開示することを企業に要求すべきであると結論を下した。この結論に達するにあたり、当審議会は次のことを検討した。

- (a) この最大数がどのように計算されるか（BC227 項から BC230 項）
- (b) 株式に基づく報酬契約を決済する際に発行される可能性のある追加の普通株式を含めるべきか及び含める方法（BC231 項から BC235 項）

BC226 当審議会は、普通株式の最大希薄化の可能性を利用者が理解するのに役立つため、開示する定量的情報に潜在的普通株式の各クラスの契約条件の説明的な記述を付属させることを合意した。例えば、企業があるクラスの金融商品の普通株式への転換が所定の事象の発生を条件とする旨を開示し、当該事象の性質を記述することが考えられる。

### 追加の普通株式の最大数の計算

BC227 存在している潜在的普通株式の各クラスについて企業が引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数は、契約条件に応じて決まる。企業は、追加の普通株式の最大数を計算する際に、引き渡さなければならない可能性のある追加の普通株式の数を最大にする仮定を用いて、潜在的普通株式のクラスごとの契約条件を考慮しなければならない。

BC228 例えば、企業は普通株式の引渡しを要求する可能性のあるすべての発行中の売建コール・オプション、ワラント及び転換可能金融商品における転換オプションが行使されると仮定する。この仮定は、それらのコール・オプション、ワラント又は転換オプションが行使される可能性が高いかどうかに関係なく適用される。株式ワラントが報告日現在で「アウト・オブ・ザ・マネー」である（ワラントの行使価格が企業の株価を上回る）場合、これは当該ワラントが行使される可能性が低く逆希薄化効果を有していると考え

---

<sup>5</sup> 普通株式を買い戻す義務は普通株式の潜在的希薄化を減少させるので、企業が買い戻す可能性のある株式の最大数は、最大希薄化の計算には関連性がない。

られることを示している可能性がある。しかし、企業の株価が将来においてワラントの残存契約期間中に上昇して、ワラントが「イン・ザ・マネー」となる可能性がある。開示の目的は、利用者が普通株式の最大可能な希薄化を評価するのに役立つ情報を提供することであるため、このような「アウト・オブ・ザ・マネー」オプションは計算に含まれることになる。

**BC229** 場合によっては、報告期間の末日現在で、企業が将来において金融商品を決済する際に引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数が企業にとって不明であることがある。例えば、ある金融商品の決済が、固定金額（又は金価格に連動する価値などの変動金額）と同額となるように計算した普通株式の可変数を引き渡すことを企業に要求する可能性があり、決済時に引き渡される普通株式の数に上限が設けられていない場合がある。当審議会は、報告日現在の企業の株価（又は適用される基礎変数の価格）を適用することによって、企業の追加の普通株式の最大数を見積るよう企業に要求することを提案すべきかどうかを検討した。しかし、場合によっては、このような要求は企業が適用するのが困難又は高コストとなる可能性がある。例えば、非上場企業は株価を見積らなければならなくなる。

**BC230** したがって、当審議会は、報告期間の末日現在で、企業が引き渡すことを要求される可能性のある普通株式の最大数が企業にとって不明である場合には、企業はその旨を開示すると結論を下した。これらの種類の潜在的普通株式を引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数を見積る必要はない。

#### **株式に基づく報酬契約の決済から生じる追加の普通株式**

**BC231** IFRS 第2号の範囲に含まれる株式に基づく報酬契約の中には、普通株式の引渡しによって決済されるか又は決済される可能性があるものがある。株式に基づく報酬契約は普通株式の希薄化の一般的な原因である。したがって、当審議会は、株式に基づく報酬契約から生じる追加の普通株式を普通株式の最大の潜在的希薄化の計算に含めるべきかどうかを検討した。

**BC232** IFRS 第2号の第45項は、株式に基づく報酬契約から生じる普通株式の最大の潜在的希薄化を利用者が理解するのに役立つ一定の情報の開示を要求している。例えば、

- (a) 株式に基づく報酬契約の各種類の記述（決済の方法（現金での決済か株式での決済かなど）を含む）
- (b) ストック・オプションの所定のグループのそれぞれについてのストック・オプションの数及び加重平均行使価格（当期末現在で未行使のストック・オプションを含む）
- (c) 報告期間の末日現在で未行使のストック・オプションについての行使価格の範囲及び加重平均残存契約期間

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- BC233 当審議会は、1つのアプローチとして、提案している開示要求の範囲から株式に基づく報酬契約を除外することが考えられるとした。財務諸表利用者は、IFRS第2号の適用により開示される情報を考慮することによって、株式に基づく報酬契約から生じる普通株式の最大の潜在的希薄化を評価するのに役立つ一定の情報を受け取ることになる。このようなアプローチは企業が適用するのが単純となる。しかし、財務諸表利用者からのフィードバックで、このようなアプローチは普通株式の最大の潜在的希薄化の不完全な計算を生じさせるという懸念が指摘された。
- BC234 当審議会は、財務諸表の作成者にとってのコスト及び複雑性を最小限にしつつ、利用者の情報ニーズに対処するのに役立つ代替的なアプローチを提案することを決定した。具体的には、当審議会は以下を計算に含めることを提案している。
- (a) 報告期間の末日現在のすべての未行使のストック・オプション（IFRS第2号の第45項(b)(vi)に従って開示される）が行使されたとした場合に引き渡される追加の普通株式の合計数。これらの追加の普通株式を計算に含めることは複雑でも高コストでもない。企業はIFRS第2号を適用する際にこれらの未行使のストック・オプションに関する情報をすでに収集しているからである。
  - (b) 企業がその他の株式に基づく報酬契約について引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数（当該最大数が報告期間の末日現在で判明している場合）。例えば、契約で企業が当該契約に参加している50名の従業員のそれぞれに200株を引き渡すことが要求され、唯一の権利確定条件が3年の勤務期間の完了である場合、企業は、当該契約を決済するために引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数は10,000株の普通株式であることを知る。
- BC235 場合によっては、企業が株式に基づく報酬契約を決済するために引き渡さなければならない可能性のある追加の普通株式の最大数が企業にとって不明であることがある。一例は、決済時に引き渡される株式の数が権利確定期間にわたっての企業の収益又は株価の増大に基づく業績ベースの契約である。別の一例は、参加する従業員が権利確定期間にわたる給与の所定の割合を拠出する従業員株式購入制度である。この場合、引き渡される株式の数は権利確定期間にわたっての当該従業員の給与に応じて決まる。株式に基づく報酬契約を決済するために引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数が企業にとって不明である場合には、その旨を開示しなければならない。これらの種類の株式に基づく報酬契約について引き渡すことを要求される可能性のある追加の普通株式の最大数を見積る必要はない。このアプローチは、類似した状況が他の金融商品について生じる場合に提案されているアプローチと整合的である（BC230項参照）。

### 普通株式を買い戻す契約及びその他のコミットメント

- BC236 普通株式を買い戻す契約及びその他のコミットメントは、報告期間の末日現在で存在している潜在的普通株式の決済から生じる普通株式の最大の潜在的希薄化を減少させる。当審議会は、普通株式の最大の潜在的希薄化についての開示にはこのような契約及びその他のコミットメントに関する情報を含めるという結論を下した。このような情報がな

いと、普通株式の最大の潜在的希薄化に関して開示される情報が不完全となり、株式を買い戻す契約及びその他のコミットメントを考慮に入れた場合よりも普通株式の潜在的希薄化が大きいという印象を与える可能性がある。

BC237 したがって、当審議会は次の開示を要求することを提案している。

- (a) 企業が買い戻すことを要求される普通株式の最低数 (BC238 項から BC239 項)
- (b) 普通株式を買い戻す契約及びその他のコミットメントの説明的な記述

#### 買い戻す株式の最低数の計算

BC238 普通株式の 最大の 潜在的希薄化に関する情報を提供するという目的に合わせて、当審議会は、企業は買い戻すことを要求される普通株式の 最低 数を開示する必要があると結論を下した。この最低数は次のことを仮定して計算される。

- (a) 企業は普通株式を買い戻す先渡契約及びその他のコミットメントの条件に基づいて要求される株式の最低数を買い戻す。コミットメントは完全性のために含まれる。企業が特定の相手方と株式を買い戻す契約を締結する前に生じる可能性があるからである。
- (b) 相手方は売建プット・オプションを行使せず、企業は自社の株式に係る買建コール・オプションを行使しない。普通株式の最大の潜在的希薄化に関する情報を提供するという目的に合わせたものである (BC239 項で論じているものは除く)。

BC239 しかし、場合によっては、企業が自社株式に係るデリバティブを締結することによって普通株式の潜在的希薄化を軽減することがある。例えば、企業が転換社債の潜在的希薄化を軽減するために自社株式に係るコール・オプションを購入する場合がある。この状況において、企業が買建コール・オプションを行使しないという仮定は、オプションと潜在的に希薄化効果を有する金融商品 (転換社債) との間の相互依存性を無視することになる。したがって、当審議会は、次の場合には、企業が買い戻すことを要求される普通株式の最低数の計算に、買建コール・オプションの行使時に買い戻される株式を含めるという結論を下した。

- (a) 企業が、特定の金融商品の決済時に普通株式を引き渡すことを要求された場合に普通株式を買い戻すという特定の目的で、当該オプションを購入した。かつ、
- (b) 当該オプションの行使価格及び行使日 (又は行使期間) がそれらの金融商品と同じである。

#### 前報告期間以降の重大な変化

BC240 普通株式の最大の潜在的希薄化は、報告期間ごとに大きく変化する可能性がある。例えば、企業が報告期間中に自社株式に対するワラントを発行する場合や、転換社債の保有者がこれらの債券を普通株式に転換するオプションを行使する場合がある。したがって、当審議会は、報告期間中の増減の調整表を要求すべきかどうかを検討した。この調

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

整表は、前報告期間以降の重大な変化の原因及びそれぞれの原因が当該変化にどの程度寄与したのかを利用者が理解するのに役立つであろう。

BC241 しかし、利害関係者は、このような調整表は複雑となり企業が作成するのにコストがかかる可能性があり、特に大規模で複雑な企業の場合に、財務諸表利用者が理解することが困難な情報をもたらす可能性があるという考えを示した。代替案として、当審議会は、前報告期間からの重大な変化についての記述的説明を要求することを提案している。当審議会の見解では、このアプローチは、複雑とならず作成者が提供するのにコストがかからない方法で財務諸表利用者に有用な情報を提供するであろう。

### 資本性金融商品に分類したプッタブル金融商品

BC242 IAS 第 1 号に関する結論の根拠の BC100B で述べているように、当審議会は以前に、資本に分類したプッタブル金融商品を有する企業に対し、保有者が当該金融商品を発行者に売り戻す能力から生じる企業の流動性に対する影響を財務諸表利用者が評価できるようにする追加の情報を開示するよう要求することを決定した。資本に分類された金融商品は、企業が金融資産を他者に引き渡す義務を通常は含んでいない。したがって、当審議会は、これらの状況では追加の開示が必要となると結論を下した。特に、当審議会は、資本に分類されている金融商品の償還又は買戻しに係る期待キャッシュ・アウトフローを開示し、当該金額がどのように算定されたのかに関する情報を開示することを企業に要求することを決定した。当該情報は、プットの義務に関連した流動性リスク及び将来キャッシュ・フローを評価することを可能にする。

### 企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んだ金融商品

BC243 当審議会は、財務諸表利用者は企業が企業自身の資本性金融商品を購入する義務の会計上の取扱いを理解するのに役立つ情報を必要としていると結論を下した。この情報には、資本に認識した金額及び純損益に認識した金額が含まれる。当審議会は、一部の情報は現在は流動性リスクに対する企業のエクスポージャー及び流動性リスクの管理に関する IFRS 第 7 号の開示を通じて提供されている場合があると考えた。さらに、株式資本の各クラスについて、当該クラスに付随している権利、優先権及び制限（自己資本の払戻しに関する制限を含む）を開示するという IAS 第 1 号の第 79 項(a)(v)の要求によっても情報が提供される場合がある。しかし、当審議会は、これらの開示は企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んでいる金融商品に具体的に関連しないことに留意した。したがって、当審議会は、利用者の情報ニーズを満たすため、より包括的な開示を財務諸表への単一の注記で提供するよう企業に要求することを提案している。

### 重大な判断

BC244 IAS 第 32 号の第 15 項は、金融商品の発行者に対し、当該金融商品又はその構成部分を当初認識時に契約上の取決めの実質並びに金融負債、金融資産及び資本性金融商品の定義に従って金融負債、金融資産又は資本性金融商品に分類することを要求している。しかし、場合によっては、適切な分類の決定が重大な判断を伴う。例えば、

- (a) 当審議会は、発行者の株主の裁量で現金を引き渡す（又は他の形で金融商品を金融負債となるような方法で決済する）契約上の義務を含んだ金融商品を分類するにあたって企業が判断を適用するのに役立つために、要因ベースのアプローチを要求することを提案している。判断は、株主の意思決定が企業の意思決定として扱われるかどうかを評価するにあたって必要となる。この評価に基づいて、企業は現金の引渡し（又は他の形で金融負債となるような方法での金融商品の決済）を回避する無条件の権利を有しているかどうかを決定する。
- (b) 当審議会は、自社の資本性金融商品に係るデリバティブが IAS 第 32 号の固定対固定の条件（IAS 第 32 号の第 22 項の修正案を参照）を満たすためには、企業自身の資本性金融商品のそれぞれについて交換される対価の金額が、企業の機能通貨で表示されており、固定されているか又は維持修正若しくは時の経過による修正あるいはその両方によってのみ変動するかのいずれかであることが要求されると提案している（IAS 第 32 号の第 22B 項 [案] 参照）。企業は、修正が維持修正又は時の経過による修正であるのかどうか及び修正が固定対固定の条件と整合的であるかどうかを判定するにあたって判断を適用することが必要となる場合がある。

BC245 BC244 項に示した判断は、金融商品の分類に直接に影響を与え、特定の金融商品が金融負債又は資本性金融商品に分類される理由を財務諸表利用者が理解するのに役立つ。したがって、当審議会は、企業は金融商品（すべての独立のデリバティブ契約を含む）を金融負債又は資本性金融商品に分類する際に行った重大な判断を開示することを要求されると結論を下した。IAS 第 1 号の第 122 項の要求事項（IFRS 第 7 号の B5A 項 [案] 参照）とともに、これらの開示により、金融商品を金融負債又は資本性金融商品に分類するにあたり必要となった重大な判断を財務諸表利用者が知ることが確保される。

## IAS 第 1 号「財務諸表の表示」の修正案

---

- BC246 企業が財務諸表利用者に提供する情報の質は、企業の投資者の請求権の間での類似点及び相違点に関する有用な情報を提供するために、金融商品の分類のみに依拠するのではなく、表示及び開示を改善することによって高めることができる。長年にわたり、利害関係者は、企業が発行した資本性金融商品に関して財務諸表において提供する情報があまりにも限定的であると述べてきた。
- BC247 2018 年ディスカッション・ペーパーにおいて、当審議会は、普通株主とその他の持分保有者との間での純損益、その他の包括利益及び純資産の帰属に関する表示の要求事項を導入する可能性について議論した。
- BC248 2018 年ディスカッション・ペーパーにおける帰属についての提案は、デリバティブ及び非デリバティブに関するものであった。具体的には、

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

- (a) デリバティブについては、当審議会は予備的見解を形成しなかったが、全面公正価値アプローチから、帰属を要求せず開示を用いることまで、さまざまなアプローチを検討した。中心的な考えは、デリバティブ持分保有者に渡された価値を示すことであった。
- (b) 非デリバティブについては、当審議会の予備的見解は、帰属は1株当たり利益の計算に関するIAS第33号の要求事項に基づく必要があるというものであり、最も一般的には優先配当又は参加型資本性金融商品についての修正を伴うものである。

BC249 デリバティブ資本性金融商品についての提案に関してフィードバックを提供したコメント提出者の大半は、考え得る帰属のアプローチに反対した。もたらされる情報の便益が作成のコストを上回らないと考えたからである。多くのコメント提出者は、当審議会がその代わりに開示による解決策を追求することを提案した。一部の人々は、ディスカッション・ペーパーで提案された開示は資本性金融商品に関して有用な情報を提供するのに十分であろうと考えた。

BC250 非デリバティブ資本性金融商品についての帰属の提案に関してフィードバックを提供したコメント提出者の一部は、提案を支持し、IAS第33号を帰属の基礎とすべきであることに同意した。しかし、一部のコメント提出者は反対した。基本財務諸表における表示を拡大するよりも、開示の方が情報を提供するのに適していると考えたからである。

BC251 財務諸表利用者は、資本に分類される金融商品（普通株式以外）を企業が発行したかどうかに関する透明性を必要としており、比率を計算するために必要となる情報を寄せ集めるために複数の財務諸表注記を探索しなくてよいことが望ましいとしている。当審議会は、財政状態計算書において資本性金融商品の追加の下位クラスを定めることが、企業が発行した資本性金融商品に関する透明性を提供するための実行可能な解決策となるかどうかを検討した。このアプローチはいくつかの理由で棄却された。

- (a) さまざまな企業が、資金調達上又は規制上の要求に応じて、普通株式に加えてさまざまな種類の資本性金融商品（例えば、非償還優先株式、永久金融商品、デリバティブ資本性金融商品及び複合金融商品の資本部分）を発行している。
- (b) 当審議会が財政状態計算書において資本性金融商品についての所定の科目を要求するとした場合、これらの資本性金融商品を持分変動計算書における独立の列において及び包括利益計算書における帰属のセクションの一部として独立科目として表示することが要求されるのかどうかに関して疑問が生じる可能性がある。また、これらのその他の資本性金融商品の帳簿価額をこれらの金融商品の保有者に帰属する包括利益合計（例えば、当期に係る累積利払）を含めるように更新することが要求されるかどうかについても疑問が生じる可能性がある。
- (c) 2018年ディスカッション・ペーパーに関してのフィードバックでは、財政状態計算書における追加の科目に対しての財務諸表利用者からの明確な要望は見られず、すべての利用者が基本財務諸表における追加の科目を支持しているわけではない。例



例えば、資本類似のリターンを有する金融負債の区分表示に関して、一部の利用者は、区分表示は包括利益計算書及び財政状態計算書についての理解を複雑にすると述べた。

- (d) 契約条件、潜在的希薄化並びに請求権の性質及び優先順位に関して提案している開示は、企業がその他の資本性金融商品を発行しているかどうかに関する透明性を提供する。この開示案は、財務諸表利用者が追加的な情報を求める可能性のある項目又は領域を識別する。
- (e) 企業は財政状態計算書において追加の科目を表示することを禁止されていない。企業は、IAS 第1号の第55項及び第77項に従って追加の科目を表示すること又は既存の科目を異なる種類の資本性金融商品について分解することが必要であるかどうかを、判断を適用して決定しなければならない。企業は、基本財務諸表の役割、要求される科目、追加の科目並びに集約及び分解に関する原則に関して、基本財務諸表プロジェクトの最終確定を受けての将来の要求事項にも従うこととなる。

**BC252** 財務諸表利用者は、企業がリターンを普通株主にどのように分配するのかを理解するために、資本性金融商品の保有者間での純利益の分配に関するより良い情報に対する必要性を主張した。IAS 第1号の第81B項は、非支配持分及び親会社の所有者に帰属する当期の純損益及び包括利益を表示することを企業に要求している。所有者とは、IAS 第1号の第7項で、資本に分類される金融商品の保有者として定義されている。当審議会は、次のような提案を検討したが棄却した。包括利益計算書において、非支配持分に帰属する純利益並びに優先株主及びその他の持分保有者に帰属する配当を、普通株主に帰属する純利益を算出するための当期の純利益からの控除科目として表示するという提案である。

**BC253** このような表示は、IFRS 会計基準における要求事項に準拠しない。すなわち、次のような要求事項である。

- (a) 非支配持分に帰属する純利益は、当期の純利益からの控除として表示しないことを要求されている。この金額は費用科目とは異なる。IAS 第1号の第81B項は、当期の純損益及びその他の包括利益の配分を「純損益及びその他の包括利益の部に追加して」表示することを企業に明示的に要求している。
- (b) 企業が資本性金融商品に対して支払ったか又は支払う配当は、以下の規定に見られるように、包括利益計算書に含めることはできない。
  - (i) IAS 第1号の第106項(d)(iii)は、所有者への分配を持分変動計算書に表示することを要求している。持分請求権の保有者への分配は、費用項目ではない。
  - (ii) IAS 第1号の第107項は、持分変動計算書又は注記のいずれかにおいて、当期中に所有者への分配として認識した配当額、及び関連する1株当たりの配当金額を表示することを要求している。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

(iii) IAS 第 33 号の第 13 項は、負債に分類された優先株式に対する配当は、親会社の普通株主に帰属する当期の純損益の算定に含まれると説明している。

BC254 当審議会は、IAS 第 1 号の要求事項が、普通株主に係る金額をその他の持分保有者に係る金額と区分表示することを要求したものと読むことができるかどうかを検討した。しかし、当審議会は、透明性及び普通株主に帰属するリターンと他の者に帰属するリターンのより明確な区別を求める普通株主に対する投資者のニーズを満たすためには、修正が必要となると結論を下した。これらの修正案は、普通株主に帰属する金額をその他の持分保有者と区分して表示することを明示的に要求している。

BC255 IAS 第 1 号の修正案は、財政状態計算書、持分変動計算書、包括利益計算書及び財務諸表注記に影響を与える。また、当該提案には、IAS 第 1 号に付属する適用ガイダンスにおける新たな設例も含まれ、依然として適切な小計を表示しつつ、追加の科目及び追加的な情報を提供するための列の使用を示している。

BC256 設例 [案] における普通株主及びその他の持分保有者に帰属する資本の表示は、報告日現在で適用される契約条件に基づく。したがって、その他の持分保有者に帰属する剰余金には将来の事象の発生時に当該持分保有者に帰属すると見込まれる金額は含めない。

## [IFRS 第 XX 号「公的説明責任のない子会社：開示」] の修正案

---

BC257 当審議会は、新しい IFRS 会計基準書 [IFRS 第 XX 号「公的説明責任のない子会社：開示」] を、本公開草案で提案している修正が最終確定される前に公表する見込みである。したがって、当審議会は、適格な子会社について適切と当審議会が考える開示を含めるための [IFRS 第 XX 号] の修正を提案している。適格な子会社は、公的説明責任を有しておらず、IFRS 会計基準に準拠した一般の使用のために利用可能な連結財務諸表を作成している最終的な親会社又は中間的な親会社を有している<sup>6</sup>。

BC258 どの開示要求を適格な子会社について提案すべきかを評価するにあたり、当審議会は、公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」に関する結論の根拠の BC34 項からの大まかな原則を手引きとした。それは次のようなものである。

(a) [適格な子会社] の財務諸表の利用者は、短期のキャッシュ・フロー及び（負債に認識されているかどうかを問わず）義務、コミットメント又は偶発事象に関する情報に特に関心がある。この種の情報を提供している完全版 [IFRS 会計基準] における開示は、[適格な子会社] にも必要である。

---

<sup>6</sup> この目的上、企業の負債性金融商品又は資本性金融商品が公開市場で取引されているか若しくはそのような金融商品の発行の過程にある場合、又は主要な事業の 1 つとして、外部者の広範なグループの受託者として資産を保有している場合には、企業は公的説明責任を有する。

- (b) [適格な子会社] の財務諸表の利用者は、流動性及び支払能力に関する情報に特に関心がある。この種の情報を提供している完全版 [IFRS 会計基準] における開示は、[適格な子会社] にも必要である。
- (c) 測定の不確実性に関する情報は、[適格な子会社] にとって重要である。
- (d) 企業の会計方針の選択に関する情報は、[適格な子会社] にとって重要である。
- (e) [適格な子会社] の財務諸表に表示された金額の分解は、当該財務諸表の理解のために重要である。
- (f) 完全版 [IFRS 会計基準] における一部の開示は、典型的な [適格な子会社] が遭遇する取引並びにその他の事象及び状況に対してよりも、公開資本市場における投資意思決定に対しての目的適合性が高い。

BC259 開示の削減に関する原則の適用は、適格な子会社の財務諸表の利用者の特定のニーズを、開示の便益を上回るコストを作成者に課さずに満たす方法に関する判断の行使を伴う。この判断により、適格な子会社について提案している開示要求は、IFRS 第 7 号の範囲に含まれる企業について提案している開示の全部を含んでいるわけではない。

BC260 当審議会の見解では、適格な子会社の財務諸表の利用者の短期のキャッシュ・フローに対する関心は、資本類似及び負債類似の特徴 (BC203 項から BC215 項) 並びに時の経過による修正について開示が必要であることを意味する。企業自身の資本性金融商品を購入する義務を含んでいる金融商品 (BC243 項) 及び企業の業績又は企業の純資産の変動に基づく金額を支払う契約上の義務を含んだ金融負債 (BC181 項から BC189 項) について提案している要求事項は、分解に関する情報に対する利用者のニーズに対処しており、重大な判断に関する開示要求 (BC244 項から BC245 項) は、企業の会計方針に関する情報を提供する。

BC261 当審議会は、清算時の企業に対する請求権の性質及び優先順位 (BC191 項から BC201 項) 及び清算時の優先順位に関する契約条件 (BC216 項から BC218 項) に関して提案している開示は両方とも、企業の流動性及び支払能力に関連しているので、適格な子会社の財務諸表の利用者にとって有用であると結論を下した。

## 経過措置

---

BC262 当審議会は、修正案の遡及適用を提案している。これはそれぞれの期間の間の財務情報の一貫性を最大限にし、比較情報の分析及び理解も容易にする。

BC263 当審議会は、遡及適用の便益はコストを上回るであろうと結論を下した。その理由は、

- (a) 分類に関する提案は、公表されている基準における要求事項と大きな相違はない。本プロジェクトの目的は、要求事項を根本的に変更するのではなく、IAS 第 32 号における基礎となる原則を明確化する修正を行うことであるからである。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に関する結論の根拠

(b) 比較情報は、企業の流動性及び支払能力の変化及び趨勢を財務諸表利用者が識別し評価するのに役立つ。ただし、コストを最小限にするため、当審議会は、たとえ企業が財務諸表において複数の比較対象期間を表示することを選択するか又は要求される場合であっても、複数の比較対象期間についての情報の修正再表示は要求しないことを提案している。

(c) 分類の提案に関する情報の入手のコストは、過大とはならないと見込まれる。大半の情報は、現在の情報技術システムを通じて作成者が容易に利用可能であろうからである。

BC264 分類に関しての IAS 第 32 号の修正案は、基礎となる原則を明確化しており、当該基準書の要求事項に明確な論拠を提供することを目的としている。当審議会は、目的適合性のある分類の原則の明確化によって会計処理の多様性に対処することは、一部の企業が修正案の適用開始時に会計方針を変更しなければならないことを意味することを承知している。その結果、分類の遡及的な変更が、それらの企業が発行した金融商品の一部について要求される可能性がある。現在は金融負債に分類されている金融商品の一部を資本性金融商品として会計処理しなければならない可能性及びその逆の可能性がある。

BC265 修正案の適用開始時に資本性金融商品から金融負債への分類の変更を適用するにあたって、IFRS 会計基準をすでに適用している企業が、修正案の遡及適用にあたって困難に直面する可能性がある。例えば、実効金利の算定又は IFRS 第 9 号における実効金利法の遡及適用のために事後的判断が必要となる可能性がある。このため、当審議会は、金融負債に分類することを要求される資本性金融商品について具体的な経過措置を提案している。IFRS 第 9 号における実効金利法を遡及適用することが実務上不可能 (IAS 第 8 号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」) である場合には、移行日現在の公正価値が同日現在の金融負債の償却原価として扱われる。

BC266 IFRS 第 1 号「国際財務報告基準の初度適用」及び IAS 第 32 号の第 97C 項における経過措置と同様に、当審議会は、条件付決済条項を含んだ複合金融商品について、修正案の適用開始日現在で負債部分が存在しなくなっている場合には、負債部分と資本部分に分離することを企業に要求しないことを提案している。修正案を遡及適用とした場合、将来の所定の日に決済を要求する可能性のある条件付決済条項を含んだ複合金融商品を当該金融商品の開始日から負債部分と資本部分に分離しなければならなくなる。一部の金融商品については、修正案の適用開始日において負債部分が存在しなくなっていて、これらの複合金融商品进行分类することの便益がほとんどないこととなる場合があり得る。遡及適用は資本の 2 つの構成部分を分離することを伴うからである。

BC267 企業は、他の IFRS 会計基準書が別のことを定めていない限り、IAS 第 8 号の開示要求を適用することを要求される。修正案の適用開始時に、IAS 第 8 号の第 28 項がこれにより適用される。当審議会は、企業は例外を設けなければ IAS 第 8 号の第 28 項(f)で要求されることとなる定量的情報を開示することを要求されないと提案している。この開示の提供のコストは便益を上回るであろう。特に、IAS 第 32 号の基礎となる原則の明

確化は、実務における複雑な金融商品への IAS 第 32 号の要求事項の適用方法の現在の多様性により、財務諸表上の多くの科目に影響を与える可能性があるからである。

- BC268 当審議会は、提案している要求事項の適用開始により生じた分類の変更があった場合の具体的な経過的開示も提案している。当審議会は、修正案の適用開始日を含んでいる報告期間において、これらの変更について財務諸表利用者に注意を促すことは特に有益であろうと結論を下した。
- BC269 当審議会は、企業が修正案を初めて適用する事業年度の中で発行される期中財務諸表について IAS 第 34 号「期中財務報告」に関する具体的な経過措置を提案していない。したがって、企業は、会計方針の変更の性質及び影響に関する情報の開示についての要求を満たすために何を開示すべきか、及び直近の年次財務報告書に表示した関連する情報を更新するためにどれだけの情報を提供すべきかを決定するにあたり、判断を適用することになる。
- BC270 当審議会は、初度適用企業についての追加的な経過措置も提案していない。IFRS 第 1 号の D18 項は、負債部分が IFRS 会計基準への移行日現在で存在しなくなっている場合には、複合金融商品を負債部分と資本部分に分解する要求の免除を認めている。さらに、IFRS 第 1 号の B8C 項は、企業が IFRS 第 9 号における実効金利法を遡及適用することが実務上不可能（IAS 第 8 号で定義）である場合の経過的な免除を含んでいる。この免除は、IFRS 会計基準をすでに適用している企業について提案している経過措置と同様であるので、初度適用企業についての追加の経過的な免除は必要ない。

## 公開草案「資本の特徴を有する金融商品」に対する代替的見解

### ウール氏の代替的見解

---

- AV1 ウール氏は、本公開草案の公表に反対票を投じた。公開草案の 2 つの側面に反対しているからであり、両方とも企業自身の資本性金融商品を償還する義務を含んでいる独立のデリバティブ契約の会計処理に関するものである。第 1 に、IAS 第 32 号の第 23 項における要求を再検討しないという決定に反対している。同項は、企業自身の資本性金融商品について将来の現金（又は他の資産）の交換を要求する独立のデリバティブ契約に関して、当該契約の権利及び義務の区分認識（「総額表示」と呼ばれることが多い）を要求している。第 2 に、総額表示に関する要求事項の中で、子会社に対する所有持分を購入する契約について、相殺する借方を、非支配持分に対してではなく、親会社の持分保有者の所有持分の中に認識するという IAS 第 32 号の AG27B 項 [案] で提案している要求に反対している。
- AV2 企業自身（又は子会社）の資本性金融商品を現金と交換に相手方から購入することを企業に要求する独立のデリバティブ契約は、企業が資産を移転する義務とともに、企業自身（又は子会社）の資本性金融商品を受け取る権利も含んでいる。当該義務が決済されるか又は当該権利が消滅するまで（すなわち、当該義務及び権利の基礎となる活動が未履行である間）は、当該義務及び権利は別々には存在しない。一般的に、将来の交換に関連した権利及び義務を含んだ独立のデリバティブ契約は、単一の資産、負債又は資本性金融商品として会計処理される。例えば、相手方は当該契約を単一の金融商品として会計処理するであろう。提案されている会計処理は、単一金融商品の会計処理とは乖離しており、契約を認識された負債と資本に借方計上された金額（資本性金融商品を受け取る将来の権利を表している）とに「グロスアップ」している。ウール氏は、権利が企業の経済的資源に関するものでないことが当該金融商品の構成部分への分解を正当化するという事に同意していない。
- AV3 ウール氏は、企業は当該契約を単一の単位として会計処理すべきであると考えている。当該契約は義務を含んでおり、その単一の認識された単位は資本の中にはないからである。その代わりに、企業は当該契約（デリバティブの定義を満たしている）を独立のデリバティブとして会計処理すべきである。
- AV4 ウール氏の見解では、契約の中の企業自身の持分の購入についての未履行の移転の区分認識を伴う総額表示の会計処理の根拠は、他の契約に不都合な影響を与える可能性がある。例えば、企業自身（又は子会社）の資本性金融商品の固定数を売却する先渡デリバティブ契約（又は買建オプション）は、負債と考えられる義務を伴わずに、経済的資源（例えば、現金）を受け取る権利を企業に提供する。総額表示と同じ根拠を用いると、企業がこのような権利に係る資産を対応する資本の増額とともに区分して認識する結果

となる可能性がある。ウール氏は、総額表示会計の基礎となっている根拠のこうした拡張の可能性には懸念があり、再検討すべきであったと考えている。

AV5 IAS 第32号の第23項における総額表示の要求事項を考慮して、ウール氏は、要求される子会社の資本性金融商品の購入（非支配持分の将来の購入）を伴う契約について区分して認識される借方について提案されている会計処理にも反対している。連結財務諸表において、企業は、資本の中の非支配持分として、支配企業以外の者が保有している子会社の持分に関連する金額を区分して報告する。非支配株主からの子会社の株式の購入に係る独立のデリバティブ契約について、提案されている会計処理は、義務の認識とともに、非支配持分以外の資本の内訳項目に対する借方仕訳を要求している。ウール氏はこの提案に反対しており、この借方仕訳は非支配持分の一部として（例えば、非支配持分の後に、正味の非支配持分に係る小計の中で表示される独立の内訳項目として）表示すべきであると考えている。

AV6 これらの契約において、企業が引き渡す義務のある資源（例えば、現金）を受け取るために、相手方は所定の資本性金融商品を企業に同時に引き渡さなければならない。すなわち、相手方は、契約で定められている対価に対する請求権又は子会社の純資産に対する請求権のいずれかを有しているが、両方を有してはいない。ウール氏は、負債と非支配持分の総額の両方を認識するという提案されている会計処理は、表現が忠実ではないと考えている。企業の支配所有者以外の者が保有している企業の純資産に対する請求権を過大表示しているからである。この借方仕訳を置くことは、企業の純資産に対する支配持分の請求権を過小表示するものでもある。